

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 農地維持支払交付金</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙 1 の第 4 の 2 の地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「推進活動」という。）は、別記 1－4 に定めるとおりとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、市町村長に提出するものとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 1 の事業計画書の様式は、<u>様式第 1－2 号</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 活動計画</p> <p>要綱別紙 1 の第 5 の 2 の活動計画書は様式第 1－3 号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 2 の (4) の交付金額には、要綱別紙 1 の<u>第 6 の 2</u>及び要綱別紙 2 の<u>第 6 の 2</u>の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>5 事業計画の認定</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (1) の事業計画書の提出は、農地維持活動を開始しようとする年度の 6 月 30 日（地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに<u>様式第 2－1 号</u>により届出を行ったとき）にあっては、当該年度の 10 月 31</p>	<p><b>第 1 農地維持支払交付金</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙 1 の第 4 の 2 の地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「推進活動」という。）は、別記 1－4 に定めるとおりとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、市町村長に提出するものとする。<u>なお、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号。以下「交付金旧 23 要綱」という。)に基づき策定する体制整備構想については、地域資源保全管理構想の策定を含む推進活動の実施をもって取りまとめられたものとみなす。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 1 の事業計画書の様式は、<u>様式第 6－5 号</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 活動計画</p> <p>要綱別紙 1 の第 5 の 2 の活動計画書は様式第 1－3 号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。<u>なお、対象組織が、法第 3 条第 3 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、様式第 6－7 号により作成することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 2 の (4) の交付金額には、要綱別紙 1 の<u>第 6 の 2 の (1)</u>及び要綱別紙 2 の<u>第 6 の 2 の (1)</u>の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>5 事業計画の認定</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (1) の事業計画書の提出は、農地維持活動を開始しようとする年度の 6 月 30 日（地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに<u>様式第 1－4 号</u>により届出を行ったとき）にあっては、当該年度の 10 月 31</p>

改 正 後	現 行
<p>日) までに<u>様式第 1-1 号</u>により市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (2) の認定の通知の様式は、<u>様式第 2-2 号</u>とする。</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (3) の事業計画の概要の様式は、<u>様式第 2-14 号</u>とする。</p> <p>6 事業計画の変更</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (2) の事業計画の変更認定通知の様式は、<u>様式第 2-2</u>とする。</p> <p>(4) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (3) の事業計画の概要の様式は、<u>様式第 2-14 号</u>とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 7 の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第 1-8 号又は<u>様式第 1-9 号</u>の実施状況報告書に、様式第 1-7 号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9~12 (略)</p> <p>13 事業実績の報告</p> <p>(1) 事業実績の報告</p> <p>ア 要綱別紙 1 の第 8 の 1 の (1) の報告は、<u>様式第 2-9 号</u>により作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 要綱別紙 1 の第 8 の 1 の (2) の報告は、<u>様式第 2-8 号</u>により作成し、当該事業を実施した翌年度の 5 月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施状況の報告</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要綱別紙 1 の第 8 の 2 の (2) の報告について、市町村長は 9 の実施状況の確認を終えたときには、速やかに<u>様式第 2-3 号</u>又は<u>様式第 2-15 号</u>の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙 1 の第 8 の 2 の (3) の報告は、<u>様式第 2-4 号</u>又は<u>様式第 2-16 号</u>及</p>	<p>日) までに<u>様式第 6-6 号</u>により市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (2) の認定の通知の様式は、<u>様式第 1-5 号又は様式第 1-15 号</u>とする。</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 4 の (3) の事業計画の概要の様式は、<u>様式第 6-8 号</u>とする。</p> <p>6 事業計画の変更</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (2) の事業計画の変更認定通知の様式は、<u>様式第 1-5 号又は様式第 1-15 号</u>とする。</p> <p>(4) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (3) の事業計画の概要の様式は、<u>様式第 6-8 号</u>とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p> <p>(1) 要綱別紙 1 の第 5 の 7 の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第 1-8 号又は<u>様式第 1-16 号</u>の実施状況報告書に、様式第 1-7 号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9~12 (略)</p> <p>13 事業実績の報告</p> <p>(1) 事業実績の報告</p> <p>ア 要綱別紙 1 の第 8 の 1 の (1) の報告は、<u>様式第 3-4 号</u>により作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 要綱別紙 1 の第 8 の 1 の (2) の報告は、<u>様式第 3-3 号</u>により作成し、当該事業を実施した翌年度の 5 月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施状況の報告</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要綱別紙 1 の第 8 の 2 の (2) の報告について、市町村長は 9 の実施状況の確認を終えたときには、速やかに<u>様式第 1-9 号</u>又は<u>様式第 1-17 号</u>の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙 1 の第 8 の 2 の (3) の報告は、<u>様式第 1-10 号</u>又は<u>様式第 1-18 号</u>及</p>

改 正 後	現 行
<p>び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の取組状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>14・15（略）</p> <p><b>第2 資源向上支払交付金</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象活動</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）<u>都道府県知事は、資源向上活動（長寿命化）について別記1－2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1－3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱基本方針において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。</u></p> <p>（8）要綱別紙2の第4の2の（3）の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する<u>地域活動指針</u>及び要綱別紙2の第4の2の（2）の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。</p> <p>（9）（略）</p> <p>[削る]</p> <p><u>(10) 要綱別紙2の第4の3の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が資源向上支払交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。</u></p> <p><u>(11) 要綱別紙2の第4の3の対象組織の特定非営利活動法人化を行い、組織の広域化・体制強化のための支援について認定を受ける対象組織は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを事業計画書に添え、市町村長に提出するものとする。</u></p> <p>（12）広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動、資源向上活動（共同）又は資源向上活動（長寿命化）を組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。</p> <p>3 事業計画</p> <p>（1）要綱別紙2の第5の1の事業計画書の様式は、<u>様式第1－2号</u>とする。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の取組状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>14・15（略）</p> <p><b>第2 資源向上支払交付金</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象活動</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）<u>要綱別紙2の第4の2の（1）の農村振興局長が別に定める資源向上活動（長寿命化）の対象施設・対象活動に関する国の指針は、別記1－2に定めるとおりとする。都道府県知事は、国が定める活動指針を基礎として、資源向上活動（長寿命化）の対象施設・対象活動の指針を策定する。</u></p> <p>（8）要綱別紙2の第4の2の（3）の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する<u>対象施設・対象活動に関する指針</u>及び要綱別紙2の第4の2の（2）の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。</p> <p>（9）（略）</p> <p><u>(10) 要綱別紙2の第4の3の農村振興局長が別に定める地域資源保全プランの策定については、別記2－1により行うものとする。</u></p> <p><u>(11) 要綱別紙2の第4の4の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が資源向上支払交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>（12）<u>地域資源保全プランの策定</u>、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動、資源向上活動（共同）又は資源向上活動（長寿命化）を<u>地域資源保全プランの策定又は組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。</u></p> <p>3 事業計画</p> <p>（1）要綱別紙2の第5の1の事業計画書の様式は、<u>様式第6－5号</u>とする。</p> <p>（2）（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>4 活動計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙2の第2の1の(3)、2の(3)、(4)の対象組織並びに要綱別紙2の第2の3のうち農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う対象組織(要綱別紙2の第4の1又は2の活動を行う組織を除く。)については、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う旨を記載する。</p> <p>[削る]</p> <p><u>5 長寿命化整備計画</u></p> <p><u>(1) 要綱別紙2の第5の4の要件は、別記1-2及び別記1-3に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 要綱別紙2の第5の4の長寿命化整備計画書は様式1-4号により作成し、施設の長寿命化のための活動を実施する施設の名称、設置年度、改修年度、施設の概要、機能診断結果、活動内容、数量、実施年度、概算事業費、位置等を記載する。</u></p> <p>6 事業計画の認定</p> <p>(1) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(1)の事業計画書の提出は、要綱別紙2の第4に定める活動(以下「資源向上活動」という。)を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに<u>様式第2-1号</u>により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに<u>様式第1-1号</u>により市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(1)のエの工事に関する確認書の様式は、<u>様式第1-5号</u>とする。</p> <p>(3) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(2)の認定の通知の様式は、<u>様式第2-2号</u>とする。</p> <p>(4) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(4)の事業計画の概要の様式は、<u>様式第2-14号</u>とする。</p> <p><u>7 事業計画の変更</u></p>	<p>4 活動計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙2の第2の1の(3)、2の(3)、(4)の対象組織並びに要綱別紙2の第2の3 <u>及び4</u>のうち農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う対象組織(要綱別紙2の第4の1又は2の活動を行う組織を除く。)については、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う旨を記載する。</p> <p><u>(3) 集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される対象組織が、交付金旧24要綱又は交付金旧23要綱に基づき平成25年度までの間に市町村と締結した協定については、当該組織が平成26年度以降も引き続き活動組織として取り組む場合には、要綱別紙2の第5の3の協定が締結されているものとみなすことができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>5 事業計画の認定</p> <p>(1) 要綱別紙2の第5の<u>4</u>の(1)の事業計画書の提出は、要綱別紙2の第4に定める活動(以下「資源向上活動」という。)を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに<u>様式第1-4号</u>により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに<u>様式第6-6号</u>により市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙2の第5の<u>4</u>の(1)のエの工事に関する確認書の様式は、<u>様式第1-12号</u>とする。</p> <p>(3) 要綱別紙2の第5の<u>4</u>の(2)の認定の通知の様式は、<u>様式第1-5号又は様式第1-15号</u>とする。</p> <p>(4) 要綱別紙2の第5の<u>4</u>の(3)の事業計画の概要の様式は、<u>様式第6-8号</u>とする。</p> <p><u>6 事業計画の変更</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(1) 要綱別紙2の第5の<u>6</u>の(1)の事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙2の第5の<u>6</u>の(1)の認定内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙2の第5の<u>8</u>の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事業計画等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。</p> <p><u>(3) 要綱別紙2の第5の6の(2)の長寿命化整備計画書の変更認定申請は、変更があった長寿命化整備計画書を市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 要綱別紙2の第5の6の(2)の認定内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙2の第5の8の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日に、変更があった長寿命化整備計画書を市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(5) 要綱別紙2の第5の6の(3)の事業計画の変更の認定通知の様式は、様式第2-2号とする。</u></p> <p><u>(6) 要綱別紙2の第5の6の(5)の事業計画の概要の様式は、様式第2-14号とする。</u></p> <p><u>8 活動の実施</u> (1)～(5) (略)</p> <p><u>9 助成措置</u> (略)</p> <p><u>10 実施状況の報告</u> (1) 要綱別紙2の第5の<u>8</u>の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号又は<u>様式第1-9号</u>の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(2) 要綱別紙2の第5の8の(2)の広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1-5に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>11 実施状況の確認</u></p>	<p>(1) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(1)の事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙2の第5の<u>5</u>の(1)の認定内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙2の第5の<u>7</u>の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事業計画等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) 要綱別紙2の第5の5の(2)の事業計画の変更の認定通知の様式は、様式第1-5号又は様式第1-15号とする。</u></p> <p><u>(4) 要綱別紙2の第5の5の(3)の事業計画の概要の様式は、様式第6-8号とする。</u></p> <p><u>7 活動の実施</u> (1)～(5) (略)</p> <p><u>8 助成措置</u> (略)</p> <p><u>9 実施状況の報告</u> (1) 要綱別紙2の第5の<u>7</u>の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号又は<u>様式第1-16号</u>の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。</p> <p><u>(2) 要綱別紙2の第4の3に定める地域資源保全プランの策定のための支援について認定された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、地域資源保全プラン又はその写しを市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 要綱別紙2の第4の4に定める組織の広域化・体制強化のための支援について認定された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、広域協定書の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条第2項の登記事項証明書の写しを市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 要綱別紙2の第5の7の(2)の広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1-5に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>10 実施状況の確認</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施状況の確認について、<a href="#">10</a>に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><a href="#">12</a> 抽出検査の実施 (略)</p> <p><a href="#">13</a> 資源向上支払交付金の清算 (1) ・ (2) (略)</p> <p><a href="#">14</a> 資源向上支払交付金の交付方法 (1) ～ (3) (略)</p> <p><a href="#">15</a> 事業実績の報告 (1) 事業実績の報告 ア 要綱別紙2の第8の1の(1)の報告は、<a href="#">様式第2-9号</a>により作成し、都道府県知事に提出するものとする。 イ 要綱別紙2の第8の1の(2)の報告は、<a href="#">様式第2-8号</a>により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施状況の報告 ア (略) イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は<a href="#">11</a>の実施状況の確認を終えたときには、速やかに<a href="#">様式第2-3号</a>又は<a href="#">様式第2-15号</a>の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。 ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、<a href="#">様式第2-4号</a>又は<a href="#">様式第2-16号</a>及び多面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><a href="#">16</a> 証拠書類の保管 (1) ・ (2) (略)</p> <p><a href="#">17</a> 財産の管理等 (1) ・ (2) (略)</p>	<p>(1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施状況の確認について、<a href="#">9</a>に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><a href="#">11</a> 抽出検査の実施 (略)</p> <p><a href="#">12</a> 資源向上支払交付金の清算 (1) ・ (2) (略)</p> <p><a href="#">13</a> 資源向上支払交付金の交付方法 (1) ～ (3) (略)</p> <p><a href="#">14</a> 事業実績の報告 (1) 事業実績の報告 ア 要綱別紙2の第8の1の(1)の報告は、<a href="#">様式第3-4号</a>により作成し、都道府県知事に提出するものとする。 イ 要綱別紙2の第8の1の(2)の報告は、<a href="#">様式第3-3号</a>により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施状況の報告 ア (略) イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は<a href="#">10</a>の実施状況の確認を終えたときには、速やかに<a href="#">様式第1-9号</a>又は<a href="#">様式第1-17号</a>の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。 ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、<a href="#">様式第1-10号</a>又は<a href="#">様式第1-18号</a>及び多面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><a href="#">15</a> 証拠書類の保管 (1) ・ (2) (略)</p> <p><a href="#">16</a> 財産の管理等 (1) ・ (2) (略)</p>



改 正 後	現 行
<p>(3) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で(1)に定める処分制限期間を経過しない場合においては、<u>16</u>にかかわらず、<u>様式第1-10号</u>の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で(1)に定める処分制限期間を経過しない場合においては、<u>15</u>にかかわらず、<u>様式第1-11号</u>の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p>
<p><u>18</u> 資源向上支払交付金の返還</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>17</u> 資源向上支払交付金の返還</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p><b>第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成</b></p> <p>1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>(1) 法に基づく基本方針(以下、「法基本方針」という)の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の1の法基本方針の様式は、<u>様式第2-10号</u>とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の1の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第2-11号</u>の申請書に法基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 法に基づく促進計画の作成</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の2の促進計画の様式は、<u>様式第2-12号</u>とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町村長は、要綱別紙3の第1の2の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第2-13号</u>の申請書に促進計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) 要綱基本方針の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、<u>様式第2-6号</u>により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 要綱別紙3の第1の3の(1)のイのbの<u>交付単価</u>については、農地維持支払交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。</p> <p>d (略)</p> <p>e 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのaの<u>資源向上支払交付金</u>に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-2の国の指針を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。</p>	<p><b>第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成</b></p> <p>1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>(1) 法に基づく基本方針(以下、「法基本方針」という)の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の1の法基本方針の様式は、<u>様式第6-1号</u>とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の1の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第6-2号</u>の申請書に法基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 法に基づく促進計画の作成</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の2の促進計画の様式は、<u>様式第6-3号</u>とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町村長は、要綱別紙3の第1の2の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第6-4号</u>の申請書に促進計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) 要綱基本方針の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、<u>様式第3-1号</u>により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 要綱別紙3の第1の3の(1)のイのbの<u>交付単価等</u>については、農地維持支払交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。</p> <p>d (略)</p> <p>e 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのaの<u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u>に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-2の国の指針を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。</p>

改 正 後	現 行
<p>f 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのbの<u>交付単価</u>については、地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。</p> <p><u>g 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのcの交付金の算定の対象とする農用地については、dのとおりとする。</u> [削る]</p> <p>h 要綱別紙3の第1の3の(1)の<u>エ</u>の広域協定の規模については、要綱別紙5の第3の2に規定する広域協定の対象とする区域の規模を要綱基本方針に定めることができるものとする。</p> <p>i 要綱別紙3の第1の3の(1)の<u>オ</u>の地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。</p> <p>イ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の3の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第2-7号</u>の申請書に要綱基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の3の(1)のアから<u>カ</u>の内容のほか、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることができる。</p> <p>2 事業実施計画の策定</p> <p>(1) 要綱別紙3の第2の1の都道府県知事が作成する事業実施計画書の様式は、<u>様式第2-8号</u>とする。</p> <p>(2) 要綱別紙3の第2の3の市町村長が作成する事業計画書の様式は、<u>様式第2-9号</u>とする。</p> <p>第4 広域活動組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設立手続</p>	<p>て記載する。</p> <p>f 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのbの<u>交付単価等</u>については、地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。 [新設]</p> <p><u>g 要綱別紙3の第1の3の(1)のウのcの施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動の指針の策定には、別記1-2の国の指針を基礎として、都道府県が策定する資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動の基本的考え方及びその内容について記載する。</u></p> <p>h 要綱別紙3の第1の3の(1)の<u>ウのd</u>の広域協定の規模については、要綱別紙5の第3の2に規定する広域協定の対象とする区域の規模を要綱基本方針に定めることができるものとする。</p> <p>i 要綱別紙3の第1の3の(1)の<u>エ</u>の地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。</p> <p>イ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の3の(2)の同意を得ようとするときは、<u>様式第3-2号</u>の申請書に要綱基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の3の(1)のアから<u>エ</u>の内容のほか、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることができる。</p> <p>2 事業実施計画の策定</p> <p>(1) 要綱別紙3の第2の1の都道府県知事が作成する事業実施計画書の様式は、<u>様式第3-3号</u>とする。</p> <p>(2) 要綱別紙3の第2の3の市町村長が作成する事業計画書の様式は、<u>様式第3-4号</u>とする。</p> <p>第4 広域活動組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設立手続</p>



改 正 後	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙5の第4の4の認定通知書は、<u>様式第2-5号</u>を参考に作成する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 広域活動組織の業務 要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業</u></p> <p>第5 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙5の第4の4の認定通知書は、<u>様式第5号</u>を参考に作成する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 広域活動組織の業務 要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1)～(5) (略) <u>[新設]</u></p> <p>第5 (略)</p>

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 付け 30 農振第 3319 号)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき平成 30 年度までに交付された多面的機能支払交付金の用途については、なお従前の例による。ただし、資源向上活動（長寿命化）を除く。
- 3 平成 30 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第 1-3 号の活動計画書、様式第 1-6 号の活動記録及び様式第 1-7 号の金銭出納簿に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第 1-3 号、様式第 1-6 号及び様式第 1-7 号を活用することができる。
- 4 様式第 1-6 号の活動記録及び様式第 1-7 号の金銭出納簿については、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式又は都道府県知事が地方農政局長等から同意を受けた様式を代わりに使用することができるものとする。

改 正 後

## 実施要領 別記 一覧

番号	関係条項 (実施要領)	内 容	作成者等	提出先 協議先 通知先等	備考
多面的機能支払交付金関係					
1-1	第1の1の(2) 第2の1の(2)	対象農用地等面積の測定について	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-2	第1の2の(1) 第2の2の(1)	国が定める活動指針及び活動要件	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-3	第1の2の(1) 第2の2の(1)	地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン	都道府県知事	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-4	第1の2の(2)	地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び地域資源保全管理構想の策定について	対象組織	市町村長	農地維持支払
1-5	第1の8の(2) 第2の9の(4)	複数の集落等から構成する対象組織における活動の計画・実施・報告等及び活動報告の確認の方法について	対象組織	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
[削る]					
3-1	第1の9の(3) 第2の10の(3)	市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について	市町村長	-	
広域活動組織関係					
5-1	第4の3	広域協定書	広域活動組織	市町村長	
5-2	第4の4	広域協定運営委員会規則	広域活動組織	市町村長	
活動組織関係					
6-1	第5の1	〇〇活動組織規約	活動組織	市町村長	

現 行

## 実施要領 別記 一覧

番号	関係条項 (実施要領)	内 容	作成者等	提出先 協議先 通知先等	備考
多面的機能支払交付金関係					
1-1	第1の1の(2) 第2の1の(2)	対象農用地等面積の測定について	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-2	第1の2の(1) 第2の2の(1)	国が定める活動指針及び活動要件	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-3	第1の2の(1) 第2の2の(1)	地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン	都道府県知事	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-4	第1の2の(2)	地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び地域資源保全管理構想の策定について	対象組織	市町村長	農地維持支払
1-5	第1の8の(2) 第2の9の(4)	複数の集落等から構成する対象組織における活動の計画・実施・報告等及び活動報告の確認の方法について	対象組織	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
2-1	第2の2の(10)	地域資源保全プランの策定について	広域活動組織	市町村長	資源向上支払
3-1	第1の9の(3) 第2の10の(3)	市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について	市町村長	-	
広域活動組織関係					
5-1	第4の3	広域協定書	広域活動組織	市町村長	
5-2	第4の4	広域協定運営委員会規則	広域活動組織	市町村長	
活動組織関係					
6-1	第5の1	〇〇活動組織規約	活動組織	市町村長	

改 正 後	現 行
<p>(別記 1-1) (略) (別記 1-2)</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 国が定める活動要件の考え方 活動指針に基づき、農地維持活動、<u>資源向上活動</u>に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。</p> <p>1 農地維持活動 (1) (略) (2) 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。 (3) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。 (4) (略)</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） (1) (略) (2) 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。 (3) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。 (4) 農村環境保全活動については、テーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、<u>実践活動及び啓発・普及</u>のそれぞれの取組を毎年度 1 以上実施する。 (5) (略)</p> <p><u>3 資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）</u> (1) <u>施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。</u> (2) <u>都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。</u></p>	<p>(別記 1-1) (略) (別記 1-2)</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 国が定める活動要件の考え方 活動指針に基づき、農地維持活動、<u>資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</u>に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。</p> <p>1 農地維持活動 (1) (略) (2) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。 (3) 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。 (4) (略)</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） (1) (略) (2) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。 (3) 農村環境保全活動については、テーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、<u>啓発・普及及び実践活動</u>のそれぞれの取組を毎年度 1 以上実施する。 (4) 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。 (5) (略)</p> <p>[新設]</p>

改 正 後			現 行																																																															
第3 活動指針及び活動要件 1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動			第3 活動指針及び活動要件 1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・ 計画策定</td> <td>点検</td> <td><a href="#">1 点検</a></td> <td>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td><a href="#">2 年度活動計画の策定</a></td> <td>点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修</td> <td><a href="#">3 事務・組織運営等に関する研修</a></td> <td>事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">実践活動</td> <td rowspan="3">農用地</td> <td><a href="#">4 遊休農地発生防止のための保全管理</a></td> <td rowspan="10">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、<a href="#">畦畔・法面・防風林</a>の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</td> </tr> <tr> <td><a href="#">5 畦畔・法面・防風林の草刈り</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">6 鳥獣害防護柵等の保守管理</a></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水路</td> <td><a href="#">7 水路の草刈り</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">8 水路の泥上げ</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">9 水路附帯施設の保守管理</a></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農道</td> <td><a href="#">10 農道の草刈り</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">11 農道側溝の泥上げ</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">12 路面の維持</a></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ため池</td> <td><a href="#">13 ため池の草刈り</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">14 ため池の泥上げ</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">15 ため池附帯施設の保守管理</a></td> </tr> </tbody> </table>			活動項目	取組	活動要件	点検・ 計画策定	点検	<a href="#">1 点検</a>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	計画策定	<a href="#">2 年度活動計画の策定</a>	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	研修		<a href="#">3 事務・組織運営等に関する研修</a>	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	実践活動	農用地	<a href="#">4 遊休農地発生防止のための保全管理</a>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、 <a href="#">畦畔・法面・防風林</a> の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	<a href="#">5 畦畔・法面・防風林の草刈り</a>	<a href="#">6 鳥獣害防護柵等の保守管理</a>	水路	<a href="#">7 水路の草刈り</a>	<a href="#">8 水路の泥上げ</a>	<a href="#">9 水路附帯施設の保守管理</a>	農道	<a href="#">10 農道の草刈り</a>	<a href="#">11 農道側溝の泥上げ</a>	<a href="#">12 路面の維持</a>	ため池	<a href="#">13 ため池の草刈り</a>	<a href="#">14 ため池の泥上げ</a>	<a href="#">15 ため池附帯施設の保守管理</a>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">点検・ 計画 策定</td> <td rowspan="2">点検</td> <td> <a href="#">【農用地】</a>  <input type="checkbox"/>遊休農地等の発生状況の把握   <a href="#">【水路（開水路、パイプライン）】</a>  <input type="checkbox"/>施設の点検   <a href="#">【農道】</a>  <input type="checkbox"/>施設の点検   <a href="#">【ため池（管理道路含む）】</a>  <input type="checkbox"/>施設の点検         </td> <td rowspan="2">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td><a href="#">年度活動計画の策定</a></td> <td><input type="checkbox"/>年度活動計画の策定</td> <td>点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">実践 活動</td> <td rowspan="4">農 用 地</td> <td><input type="checkbox"/>遊休農地発生防止のための保全管理</td> <td rowspan="4">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、<a href="#">畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り</a>等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>施設の適正管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/>防風ネットの適正管理</td> </tr> <tr> <td>異常気象時の対応</td> <td><input type="checkbox"/>異常気象後の見回り <input type="checkbox"/>異常気象後の応急措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 路 （ 開 水 路 ・ パ イ</td> <td>水路の草刈り</td> <td><input type="checkbox"/>水路の草刈り <input type="checkbox"/>ポンプ場、調整施設等の草刈り</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>水路の泥上げ</td> <td><input type="checkbox"/>水路の泥上げ <input type="checkbox"/>ポンプ吸水槽等の泥上げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設の適正管理</td> <td><input type="checkbox"/>かんがい期前の注油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			活動項目	取組	活動要件	点検・ 計画 策定	点検	<a href="#">【農用地】</a> <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握  <a href="#">【水路（開水路、パイプライン）】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検  <a href="#">【農道】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検  <a href="#">【ため池（管理道路含む）】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	<a href="#">年度活動計画の策定</a>	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	実践 活動	農 用 地	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、 <a href="#">畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り</a> 等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	水 路 （ 開 水 路 ・ パ イ	水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り		水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油	
活動項目	取組	活動要件																																																																
点検・ 計画策定	点検	<a href="#">1 点検</a>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																																																															
	計画策定	<a href="#">2 年度活動計画の策定</a>	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																															
研修		<a href="#">3 事務・組織運営等に関する研修</a>	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。																																																															
実践活動	農用地	<a href="#">4 遊休農地発生防止のための保全管理</a>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、 <a href="#">畦畔・法面・防風林</a> の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。																																																															
		<a href="#">5 畦畔・法面・防風林の草刈り</a>																																																																
		<a href="#">6 鳥獣害防護柵等の保守管理</a>																																																																
	水路	<a href="#">7 水路の草刈り</a>																																																																
		<a href="#">8 水路の泥上げ</a>																																																																
		<a href="#">9 水路附帯施設の保守管理</a>																																																																
	農道	<a href="#">10 農道の草刈り</a>																																																																
		<a href="#">11 農道側溝の泥上げ</a>																																																																
		<a href="#">12 路面の維持</a>																																																																
	ため池	<a href="#">13 ため池の草刈り</a>																																																																
<a href="#">14 ため池の泥上げ</a>																																																																		
<a href="#">15 ため池附帯施設の保守管理</a>																																																																		
活動項目	取組	活動要件																																																																
点検・ 計画 策定	点検	<a href="#">【農用地】</a> <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握  <a href="#">【水路（開水路、パイプライン）】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検  <a href="#">【農道】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検  <a href="#">【ため池（管理道路含む）】</a> <input type="checkbox"/> 施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																																																															
		<a href="#">年度活動計画の策定</a>		<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																													
	実践 活動	農 用 地	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、 <a href="#">畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り</a> 等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。																																																														
<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り																																																																		
<input type="checkbox"/> 施設の適正管理																																																																		
<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理																																																																		
異常気象時の対応		<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置																																																																
水 路 （ 開 水 路 ・ パ イ	水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り																																																																
	水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ																																																																
	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油																																																																

改 正 後 現 行

共通 16 異常気象時の対応

ブ ラ イ ン )		<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
	農道 路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り	
	側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ	
	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 路面の維持	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
た め 池	ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り	
	ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ	
	附帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・防塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
研修	事務・組織運営等の研修	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	<input type="checkbox"/> 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催 <input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 <input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 <input type="checkbox"/> 地域住民等(集落外の住民・組織等)	該当する取組を選択し、毎年度実施する。

改	正	後	現	行
	<p>20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p>21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p>22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</p> <p>23 <u>その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</u></p>			<p>も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p><input type="checkbox"/>地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p><input type="checkbox"/>有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</p>

## 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

### （1）施設の軽微な補修

活動項目	取組	活動要件
機能診断 ・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断
		25 水路の機能診断
		26 農道の機能診断
		27 ため池の機能診断
計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等
	水路	31 水路の軽微な補修等
	農道	32 農道の軽微な補修等
	ため池	33 ため池の軽微な補修等

## 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

### （1）施設の軽微な補修

活動項目	取組	活動要件	
機能診断 計画策定	機能診断	<p><b>【農用地】</b></p> <p><input type="checkbox"/>施設の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/>診断結果の記録管理</p> <p><b>【水路（開水路、パイプライン）】</b></p> <p><input type="checkbox"/>施設の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/>診断結果の記録管理</p> <p><b>【農道】</b></p> <p><input type="checkbox"/>施設の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/>診断結果の記録管理</p> <p><b>【ため池（管理道路含む）】</b></p> <p><input type="checkbox"/>施設の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/>診断結果の記録管理</p>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	
実践活動	畦畔・農用地法面等	<p><input type="checkbox"/>畦畔の再構築</p> <p><input type="checkbox"/>農用地法面の初期補修</p>	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、畦畔の再構築、水路側壁のはらみ修正等、必要な取組を毎年度実施する。
	施設	<p><input type="checkbox"/>暗渠施設の清掃</p> <p><input type="checkbox"/>農用地の除れき</p> <p><input type="checkbox"/>鳥獣害防護柵の補修・設置</p> <p><input type="checkbox"/>防風ネットの補修・設置</p> <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策</p>	



改 正 後	現 行																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 225 1323 571">水路</td> <td data-bbox="1323 225 1514 571"> <u>水路</u> </td> <td data-bbox="1514 225 1839 571"> <input type="checkbox"/>水路側壁のはらみ修正  <input type="checkbox"/>目地詰め  <input type="checkbox"/>表面劣化に対するコーティング等  <input type="checkbox"/>不同沈下に対する早期対応  <input type="checkbox"/>側壁の裏込材の充填、水路畔の補修  <input type="checkbox"/>水路に付着した藻等の除去  <input type="checkbox"/>水路法面の初期補修  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策  <input type="checkbox"/>パイプラインの破損施設の補修  <input type="checkbox"/>パイプ内の消屈         </td> <td data-bbox="1839 225 2018 571"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 571 1323 738"></td> <td data-bbox="1323 571 1514 738"> <u>付帯施設</u> </td> <td data-bbox="1514 571 1839 738"> <input type="checkbox"/>給水栓ボックス基礎部の補強  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>給水栓に対する凍結防止対策  <input type="checkbox"/>空気弁等への腐食防止剤の塗布等  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等         </td> <td data-bbox="1839 571 2018 738"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 738 1323 874">農道</td> <td data-bbox="1323 738 1514 874"> <u>農道</u> </td> <td data-bbox="1514 738 1839 874"> <input type="checkbox"/>路肩、法面の初期補修  <input type="checkbox"/>軌道等の運搬施設の維持補修  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策         </td> <td data-bbox="1839 738 2018 874"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 874 1323 1018"></td> <td data-bbox="1323 874 1514 1018"> <u>付帯施設</u> </td> <td data-bbox="1514 874 1839 1018"> <input type="checkbox"/>側溝の目地詰め  <input type="checkbox"/>側溝の不同沈下への早期対応  <input type="checkbox"/>側溝の裏込材の充填  <input type="checkbox"/>破損施設の補修         </td> <td data-bbox="1839 874 2018 1018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1018 1323 1241">ため池</td> <td data-bbox="1323 1018 1514 1241"> <u>堤体</u> </td> <td data-bbox="1514 1018 1839 1241"> <input type="checkbox"/>遮水シートの補修  <input type="checkbox"/>コンクリート構造物の目地詰め  <input type="checkbox"/>コンクリート構造物の表面劣化への対応  <input type="checkbox"/>堤体浸食の早期補修  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策         </td> <td data-bbox="1839 1018 2018 1241"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1241 1323 1329"></td> <td data-bbox="1323 1241 1514 1329"> <u>付帯施設</u> </td> <td data-bbox="1514 1241 1839 1329"> <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等         </td> <td data-bbox="1839 1241 2018 1329"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1329 1323 1425">研修</td> <td data-bbox="1323 1329 1514 1425"> <u>機能診断・補修技術等の研修</u> </td> <td data-bbox="1514 1329 1839 1425"> <input type="checkbox"/>対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修  <input type="checkbox"/>老朽化が進む施設の長寿命化のため         </td> <td data-bbox="1839 1329 2018 1425">         機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上       </td> </tr> </table>	水路	<u>水路</u>	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <input type="checkbox"/> 目地詰め <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路畔の補修 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <input type="checkbox"/> パイプ内の消屈			<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等		農道	<u>農道</u>	<input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策			<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修		ため池	<u>堤体</u>	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 <input type="checkbox"/> 堤体浸食の早期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策			<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等		研修	<u>機能診断・補修技術等の研修</u>	<input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のため	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上
水路	<u>水路</u>	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <input type="checkbox"/> 目地詰め <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路畔の補修 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <input type="checkbox"/> パイプ内の消屈																											
	<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等																											
農道	<u>農道</u>	<input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策																											
	<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修																											
ため池	<u>堤体</u>	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 <input type="checkbox"/> 堤体浸食の早期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策																											
	<u>付帯施設</u>	<input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等																											
研修	<u>機能診断・補修技術等の研修</u>	<input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のため	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上																										

改 正 後				現 行															
<p>(2) 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> <tr> <th>テーマ</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定</td> <td> <p>生態系保全 <u>34 生物多様性保全計画の策定</u></p> <p>水質保全 <u>35 水質保全計画、農地保全計画の策定</u></p> <p>景観形成・生活環境保全 <u>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</u></p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <u>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</u></p> <p>資源循環 <u>38 資源循環計画の策定</u></p> </td> <td> <p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>実践活動</td> <td> <p>生態系保全 <u>39 生物の生息状況の把握</u> <u>40 外来種の駆除</u> <u>41 その他（生態系保全）</u></p> <p>水質保全 <u>42 水質モニタリングの実施・記録管理</u> <u>43 畑からの土砂流出対策</u> <u>44 その他（水質保全）</u></p> <p>景観形成・生活環境保 <u>45 植栽等の景観形成活動</u></p> </td> <td> <p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、<u>水質モニタリングの実施・記録管理</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、</p> </td> </tr> </tbody> </table>				活動項目	取組	活動要件	テーマ			計画策定	<p>生態系保全 <u>34 生物多様性保全計画の策定</u></p> <p>水質保全 <u>35 水質保全計画、農地保全計画の策定</u></p> <p>景観形成・生活環境保全 <u>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</u></p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <u>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</u></p> <p>資源循環 <u>38 資源循環計画の策定</u></p>	<p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p>	実践活動	<p>生態系保全 <u>39 生物の生息状況の把握</u> <u>40 外来種の駆除</u> <u>41 その他（生態系保全）</u></p> <p>水質保全 <u>42 水質モニタリングの実施・記録管理</u> <u>43 畑からの土砂流出対策</u> <u>44 その他（水質保全）</u></p> <p>景観形成・生活環境保 <u>45 植栽等の景観形成活動</u></p>	<p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、<u>水質モニタリングの実施・記録管理</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、</p>	<p>の補修、更新等に関する研修  <input type="checkbox"/>農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修</p> <p>実施する。</p>			
				活動項目	取組	活動要件													
テーマ																			
計画策定	<p>生態系保全 <u>34 生物多様性保全計画の策定</u></p> <p>水質保全 <u>35 水質保全計画、農地保全計画の策定</u></p> <p>景観形成・生活環境保全 <u>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</u></p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <u>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</u></p> <p>資源循環 <u>38 資源循環計画の策定</u></p>	<p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p>																	
実践活動	<p>生態系保全 <u>39 生物の生息状況の把握</u> <u>40 外来種の駆除</u> <u>41 その他（生態系保全）</u></p> <p>水質保全 <u>42 水質モニタリングの実施・記録管理</u> <u>43 畑からの土砂流出対策</u> <u>44 その他（水質保全）</u></p> <p>景観形成・生活環境保 <u>45 植栽等の景観形成活動</u></p>	<p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、<u>水質モニタリングの実施・記録管理</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> <p>選択したテーマに基づき、</p>																	
<p>(2) 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> <tr> <th>テーマ</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定</td> <td> <p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物多様性保全計画の策定</p> <p>水質保全 <input type="checkbox"/>水質保全計画の策定 <input type="checkbox"/>農地の保全に係る計画の策定</p> <p>景観形成・生活環境保全 <input type="checkbox"/>景観形成・生活環境保全計画の策定</p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <input type="checkbox"/>水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/>地下水かん養に係る地域計画の策定</p> <p>資源循環 <input type="checkbox"/>資源循環に係る地域計画の策定</p> </td> <td> <p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>啓発・普及</td> <td> <p><u>共通</u> <input type="checkbox"/>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 <input type="checkbox"/>広報活動 <input type="checkbox"/>啓発活動</p> <p><input type="checkbox"/>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/>学校教育等との連携 <input type="checkbox"/>行政機関等との連携</p> <p><input type="checkbox"/>【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め</p> </td> <td> <p>選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための<u>広報活動</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td>実践活動</td> <td> <p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/>生物多様性保全に配慮した施設の適</p> </td> <td> <p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図る</p> </td> </tr> </tbody> </table>				活動項目	取組	活動要件	テーマ			計画策定	<p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物多様性保全計画の策定</p> <p>水質保全 <input type="checkbox"/>水質保全計画の策定 <input type="checkbox"/>農地の保全に係る計画の策定</p> <p>景観形成・生活環境保全 <input type="checkbox"/>景観形成・生活環境保全計画の策定</p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <input type="checkbox"/>水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/>地下水かん養に係る地域計画の策定</p> <p>資源循環 <input type="checkbox"/>資源循環に係る地域計画の策定</p>	<p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p>	啓発・普及	<p><u>共通</u> <input type="checkbox"/>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 <input type="checkbox"/>広報活動 <input type="checkbox"/>啓発活動</p> <p><input type="checkbox"/>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/>学校教育等との連携 <input type="checkbox"/>行政機関等との連携</p> <p><input type="checkbox"/>【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め</p>	<p>選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための<u>広報活動</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>	実践活動	<p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/>生物多様性保全に配慮した施設の適</p>	<p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図る</p>	
活動項目	取組	活動要件																	
テーマ																			
計画策定	<p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物多様性保全計画の策定</p> <p>水質保全 <input type="checkbox"/>水質保全計画の策定 <input type="checkbox"/>農地の保全に係る計画の策定</p> <p>景観形成・生活環境保全 <input type="checkbox"/>景観形成・生活環境保全計画の策定</p> <p>水田貯留機能増進・地下水かん養 <input type="checkbox"/>水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/>地下水かん養に係る地域計画の策定</p> <p>資源循環 <input type="checkbox"/>資源循環に係る地域計画の策定</p>	<p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</p>																	
啓発・普及	<p><u>共通</u> <input type="checkbox"/>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 <input type="checkbox"/>広報活動 <input type="checkbox"/>啓発活動</p> <p><input type="checkbox"/>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/>学校教育等との連携 <input type="checkbox"/>行政機関等との連携</p> <p><input type="checkbox"/>【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め</p>	<p>選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための<u>広報活動</u>等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>																	
実践活動	<p>生態系保全 <input type="checkbox"/>生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/>生物多様性保全に配慮した施設の適</p>	<p>選択したテーマに基づき、生態系保全を図る</p>																	

改 正 後			現 行		
全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	景観形成・生活環境保全を		<u>正管理</u> <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 <input type="checkbox"/> 外来種の駆除 <input type="checkbox"/> 希少種の監視	ため、 <u>生物の生息状況の把握等</u> の取組を毎年度1つ以上実施する。
	47 <u>その他（景観形成・生活環境保全）</u>	図るため、 <u>植栽等の景観形成活動</u> 等の取組を毎年度1つ以上実施する。			
	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、			
水田貯留機能増進・地下水かん養	49 <u>水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全</u>	水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。	水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田からの排水（濁水）管理 <input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 <input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 <input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 <input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 <input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 <input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 <input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、 <u>水質保全を考慮した施設の適正管理</u> 等の取組を毎年度1つ以上実施する。
	50 <u>地域資源の活用・資源循環活動</u>	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、 <u>地域資源の活用・資源循環活動</u> を毎年度実施する。			
啓発・普及	51 <u>啓発・普及活動</u>	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための <u>啓発・普及活動</u> を毎年度実施する。	景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 <input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 <input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 <input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 <input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、 <u>農業用水の地域用水としての利用・管理</u> 等の取組を毎年度1つ以上実施する。
水田貯留機能増進・地下水かん養			水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
			資源循環	<input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、 <u>地域資源の活用・資源循環のための活動</u> を毎年度実施する。

(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	53 農地周りの環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 医療・福祉との連携	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
60 広報活動		

3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

活動項目	施設区分	取組	活動要件
実践活動	農道	63 農道の補修 64 農道の更新等	また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		ため池	65 ため池の補修 66 ため池（附帯施設）の更新等

(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用 <input type="checkbox"/> 農地周りの共同活動の強化 <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工 <input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開 <input type="checkbox"/> 医療・福祉との連携 <input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。

3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

対象施設	対象活動	
	補修	更新等
集落が管理する施設	(水路本体) <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩上げ <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設  (附帯施設) <input type="checkbox"/> 集水柵、分水柵の補修 <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修	(水路本体) <input type="checkbox"/> 素掘り水路からコンクリート水路への更新 <input type="checkbox"/> 水路の更新  (附帯施設) <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置
	(農道本体) <input type="checkbox"/> 農道路肩、農道法面の補修 <input type="checkbox"/> 舗装の打換え（一部）  (附帯施設) <input type="checkbox"/> 農道側溝の補修	(農道本体) <input type="checkbox"/> 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）  (附帯施設) <input type="checkbox"/> 側溝蓋の設置 <input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新

改 正 後	現 行			
<p>第4 取組の説明</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>1) 点検・計画策定</p> <p>ア 点検</p> <p><u>1) 点検</u> (略)</p> <p>イ <u>計画策定</u></p> <p><u>2) 年度活動計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。</li> </ul> <p>2) 研修</p> <p><u>3) 事務・組織運営等に関する研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。</li> </ul> <p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する取組内容</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>4) 遊休農地発生防止のための保全管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>農用地</u>の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</li> </ul> <p><u>5) 畦畔・法面・防風林の草刈り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畦畔・農用地法面等の草刈り（略）</li> <li>防風林の枝払い・下草の草刈り（略）</li> </ul> <p><u>6) 鳥獣害防護柵等の保守管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣害防護柵の適正管理（略）</li> <li>防風ネットの適正管理（略）</li> </ul> <p><u>[削る]</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ため池</td> <td style="width: 30%;"> <p><u>(ため池本体)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>洗掘箇所の補修</li> <li><input type="checkbox"/>漏水箇所の補修</li> </ul> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>取水施設の補修</li> <li><input type="checkbox"/>洪水吐の補修</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の補修</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"> <p><u>(ため池本体)</u></p> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>ゲート、バルブの更新</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の設置</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第4 取組の説明</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>1) 点検・計画策定</p> <p>ア 点検</p> <p><u>[新設]</u> (略)</p> <p>イ <u>年度活動計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>年度活動計画の策定</li> <li>点検・機能診断結果も踏まえて、<u>次の2)</u>の実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。</li> </ul> <p>3) 研修 <u>(事務・組織運営に関する研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修</li> <li>活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。</li> </ul> <p>2) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する取組内容</p> <p><u>①遊休農地発生防止のための保全管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>遊休農地発生防止のための保全管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>農地</u>の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畦畔・農用地法面等の草刈り（略）</li> <li>防風林の枝払い・下草の草刈り（略）</li> </ul> <p><u>③施設の適正管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣害防護柵の適正管理（略）</li> <li>防風ネットの適正管理（略）</li> </ul> <p><u>④ 異常気象時の対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>異常気象後の見回り</li> </ul>	ため池	<p><u>(ため池本体)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>洗掘箇所の補修</li> <li><input type="checkbox"/>漏水箇所の補修</li> </ul> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>取水施設の補修</li> <li><input type="checkbox"/>洪水吐の補修</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の補修</li> </ul>	<p><u>(ため池本体)</u></p> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>ゲート、バルブの更新</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の設置</li> </ul>
ため池	<p><u>(ため池本体)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>洗掘箇所の補修</li> <li><input type="checkbox"/>漏水箇所の補修</li> </ul> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>取水施設の補修</li> <li><input type="checkbox"/>洪水吐の補修</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の補修</li> </ul>	<p><u>(ため池本体)</u></p> <p><u>(附帯施設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>ゲート、バルブの更新</li> <li><input type="checkbox"/>安全施設の設置</li> </ul>		

改 正 後	現 行
<p>イ 水路（開水路・パイプライン）に関する取組内容</p> <p><u>7</u>水路の草刈り（略）</p> <p><u>8</u>水路の泥上げ</p> <p><input type="checkbox"/>水路の泥上げ（略）</p> <p><input type="checkbox"/>ポンプ吸水槽等の泥上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</u></li> </ul> <p><u>9</u>水路附帯施設の保守管理</p> <p><input type="checkbox"/>かんがい期前の注油（略）</p> <p><input type="checkbox"/>ゲート類等の保守管理（略）</p> <p><input type="checkbox"/>遮光施設の適正管理（略）</p> <p>[削る]</p> <p>ウ 農道に関する取組内容</p> <p>[削る]</p> <p><u>10</u>農道の草刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</li> </ul> <p>[削る]</p> <p><u>11</u>農道側溝の泥上げ</p>	<p>イ 水路（開水路・パイプライン）に関する取組内容</p> <p><u>①</u> 水路の草刈り（略）</p> <p><u>②</u> 水路の泥上げ</p> <p><input type="checkbox"/>水路の泥上げ（略）</p> <p><input type="checkbox"/>ポンプ吸水槽等の泥上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</li> </ul> <p><u>③</u> 施設の適正管理</p> <p><input type="checkbox"/>かんがい期前の注油（略）</p> <p><input type="checkbox"/>ゲート類等の保守管理（略）</p> <p><input type="checkbox"/>遮光施設の適正管理（略）</p> <p><u>④</u> 異常気象時の対応</p> <p><u>異常気象後の見回り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。</u></li> <li>・ <u>洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。</u></li> </ul> <p><u>異常気象後の応急措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u></li> <li>・ <u>異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び附帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u></li> </ul> <p>ウ 農道に関する取組内容</p> <p><u>①</u> 路肩・法面の草刈り</p> <p><u>路肩・法面の草刈り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</li> </ul> <p><u>②</u> 側溝の泥上げ</p> <p><u>側溝の泥上げ</u></p>



改 正 後	現 行
<p>・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p> <p>[削る] <u>12</u> 路面の維持（略）</p> <p>[削る]</p> <p>エ ため池に関する取組内容</p> <p>[削る] <u>13</u> ため池の草刈り（略）</p> <p>[削る] <u>14</u> ため池の泥上げ（略）</p> <p><u>15</u> <u>ため池附帯施設の保守管理</u>（略）</p> <p>[削る]</p> <p><u>オ 共通</u></p> <p><u>16</u> <u>異常気象時の対応</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の見回り</u></p> <p>・ <u>洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りをを行い、状況を把握すること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の応急措置</u></p> <p>・ <u>異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u></p> <p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。</p>	<p>・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p> <p><u>③ 施設の適正管理</u></p> <p><input type="checkbox"/> 路面の維持（略）</p> <p><u>④ 異常気象時の対応</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の見回り</u></p> <p>・ <u>洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りをを行い、施設状況を把握すること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の応急措置</u></p> <p>・ <u>異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u></p> <p>エ ため池に関する取組内容</p> <p><u>① ため池の草刈り</u></p> <p><input type="checkbox"/> ため池の草刈り（略）</p> <p><u>② ため池の泥上げ</u></p> <p><input type="checkbox"/> ため池の泥上げ（略）</p> <p><u>③ 附帯施設の適正管理</u>（略）</p> <p><u>④ 異常気象時の対応</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の見回り</u></p> <p>・ <u>洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び附帯施設の見回りをを行い、施設状況を把握すること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>異常気象後の応急措置</u></p> <p>・ <u>異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。</p>

改 正 後	現 行
<p>17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</p> <p>18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</p> <p>19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</p> <p>20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p>21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p>22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</p> <p>23 その他（地域の实情に応じて対象組織が具体的に設定）</p>	<p><input type="checkbox"/> 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</p> <p><input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p><input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</p> <p>[新設]</p>
<p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する取組内容】</p> <p>24 農用地の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】</p> <p>25 水路の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</li> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【農道に関する取組内容】</p> <p>26 農道の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】</p> <p>27 ため池の機能診断</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、</li> </ul>	<p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する取組内容】</p> <p>[新設]</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】</p> <p>[新設]</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</li> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【農道に関する取組内容】</p> <p>[新設]</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】</p> <p>[新設]</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の機能診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、</li> </ul>

改 正 後	現 行
<p>「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の<b>侵食</b>状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>イ <b>計画策定</b></p> <p><b>28</b> 年度活動計画の策定（略）</p> <p><b>2) 研修</b>（機能診断・補修技術等の研修）</p> <p><b>29</b> <b>機能診断・補修技術等に関する研修</b></p> <p><input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修（略）</p> <p><b>3) 実践活動</b></p> <p>ア 農用地に関する取組内容</p> <p><b>30</b> <b>農用地の軽微な補修等</b></p> <p>① 畦畔・農用地法面等</p> <p><input type="checkbox"/> 畦畔の再構築（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨による影響等で農用地法面に<b>侵食</b>が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。</li> </ul> <p>② 施設</p> <p><input type="checkbox"/> 暗渠施設の清掃（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地の除れき（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 防風ネットの補修・設置（略）</p> <p><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「<b>薬剤による地上部の除草</b>」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。</li> </ul> <p>イ 水路に関する取組内容</p> <p><b>31</b> <b>水路の軽微な補修等</b></p> <p>① 水路</p> <p><input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 目地詰め（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去（略）</p>	<p>「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の<b>侵食</b>状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理（略）</p> <p>イ <b>年度活動計画の策定</b></p> <p><input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定（略）</p> <p><b>3) 研修</b>（機能診断・補修技術等の研修）</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修（略）</p> <p><b>2) 実践活動</b></p> <p>ア 農用地に関する取組内容</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>① 畦畔・農用地法面等</p> <p><input type="checkbox"/> 畦畔の再構築（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨による影響等で農用地法面に<b>侵食</b>が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。</li> </ul> <p>② 施設</p> <p><input type="checkbox"/> 暗渠施設の清掃（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地の除れき（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 防風ネットの補修・設置（略）</p> <p><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、<b>薬剤による地上部の除草</b>」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。</li> </ul> <p>イ 水路に関する取組内容</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>① 水路</p> <p><input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 目地詰め（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去（略）</p>

改 正 後	現 行
<p><input type="checkbox"/>水路法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面に<b>侵食</b>や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策（略）</p> <p><input type="checkbox"/>パイプラインの破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>パイプ内の清掃（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>ウ 農道に関する取組内容</p> <p><b>32</b> <u>農道の軽微な補修等</u></p> <p>①農道（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>エ ため池に関する取組内容</p> <p><b>33</b> <u>ため池の軽微な補修等</u></p> <p>①堤体</p> <p><input type="checkbox"/>遮水シートの補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート構造物の目地詰め（略）</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート構造物の表面劣化への対応（略）</p> <p><input type="checkbox"/>堤体<b>侵食</b>の早期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤体の表面に<b>侵食</b>がみられた場合、補修等の対策を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>1) 計画策定</p> <p><b>ア</b> 生態系保全</p> <p><b>34</b> <u>生物多様性保全計画の策定（略）</u></p> <p><b>イ</b> 水質保全</p> <p><b>35</b> <u>水質保全計画、農地保全計画の策定</u></p> <p><input type="checkbox"/>水質保全計画の策定（略）</p> <p><input type="checkbox"/>農地の保全に係る計画の策定（略）</p> <p><b>ウ</b> 景観形成・生活環境保全</p> <p><b>36</b> <u>景観形成計画、生活環境保全計画の策定（略）</u></p> <p><b>エ</b> 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p><b>37</b> <u>水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</u></p> <p><input type="checkbox"/>水田貯留機能増進に係る地域計画の策定（略）</p> <p><input type="checkbox"/>地下水かん養に係る地域計画の策定（略）</p> <p><b>オ</b> 資源循環</p> <p><b>38</b> <u>資源循環計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>水路法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面に<b>浸食</b>や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策（略）</p> <p><input type="checkbox"/>パイプラインの破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>パイプ内の清掃（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>ウ 農道に関する取組内容</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>①農道（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>エ ため池に関する取組内容</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>①堤体</p> <p><input type="checkbox"/>遮水シートの補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート構造物の目地詰め（略）</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート構造物の表面劣化への対応（略）</p> <p><input type="checkbox"/>堤体<b>浸食</b>の早期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤体の表面に<b>浸食</b>がみられた場合、補修等の対策を行うこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修（略）</p> <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策（略）</p> <p>②付帯施設（略）</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>1) 計画策定</p> <p><b>①</b>生態系保全</p> <p><input type="checkbox"/>生物多様性保全計画の策定（略）</p> <p><b>②</b>水質保全</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><input type="checkbox"/>水質保全計画の策定（略）</p> <p><input type="checkbox"/>農地の保全に係る計画の策定（略）</p> <p><b>③</b>景観形成・生活環境保全</p> <p><input type="checkbox"/>景観形成・生活環境保全計画の策定（略）</p> <p><b>④</b>水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><input type="checkbox"/>水田貯留機能増進に係る地域計画の策定（略）</p> <p><input type="checkbox"/>地下水かん養に係る地域計画の策定（略）</p> <p><b>⑤</b>資源循環</p> <p><input type="checkbox"/>資源循環に係る地域計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方</li> </ul>

改 正 後	現 行
<p>活動内容等を示した計画を策定すること。</p> <p>2) 実践活動</p> <p>ア 生態系保全</p> <p>39 生物の生息状況の把握 (略)</p> <p>40 外来種の駆除 (略)</p> <p>41 <u>その他 (生態系保全)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 希少種の監視 (略)</p> <p>イ 水質保全</p> <p>42 水質モニタリングの実施・記録管理 (略)</p> <p>43 <u>畑からの土砂流出対策</u></p> <p><input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 (略)</p> <p>44 <u>その他 (水質保全)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水田からの排水 (濁水) 管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全 (略)</p> <p>ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 <u>植栽等の景観形成活動</u></p> <p><input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 (略)</p> <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略)</p> <p>47 <u>その他 (景観形成・生活環境保全)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 (略)</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p>48 水田の貯留機能向上活動 (略)</p> <p>49 <u>水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全</u></p> <p><input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全 (略)</p> <p>オ 資源循環</p> <p>50 <u>地域資源の活用・資源循環活動</u></p> <p>【有機性物質のたい肥化】 (略)</p>	<p>法、活動内容等を示した計画を策定すること。</p> <p>3) 実践活動</p> <p>① 生態系保全</p> <p><input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 外来種の駆除 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 希少種の監視 (略)</p> <p>② 水質保全</p> <p><input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水田からの排水 (濁水) 管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全 (略)</p> <p>③ 景観形成・生活環境保全</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 (略)</p> <p>④ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p><input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全 (略)</p> <p>⑤ 資源循環</p> <p><input type="checkbox"/> <u>地域資源の活用・資源循環のための活動</u></p> <p>【有機性物質のたい肥化】 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】（略）  【農業用水の反復利用】（略）  【小水力発電施設の適正管理】（略）</p> <p><u>3)</u> 啓発・普及  <u>51</u> <u>啓発・普及活動</u>  ① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容  <input type="checkbox"/> 広報活動（略）  <input type="checkbox"/> 啓発活動（略）  ② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容（略）  ③ 地域内の規制等の取り決めに関する取組内容（略）</p> <p>(3) 多面的機能の増進を図る活動  <u>52</u> 遊休農地の有効活用（略）  <u>53</u> 農地周りの <u>環境改善活動</u> の強化（略）  <u>54</u> 地域住民による直営施工（略）  <u>55</u> 防災・減災力の強化（略）  <u>56</u> 農村環境保全活動の幅広い展開（略）  <u>57</u> 医療・福祉との連携（略）  <u>58</u> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）  <u>59</u> <u>都道府県、市町村が特に認める活動</u>  ・ <u>都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。</u>  <u>60</u> 広報活動（略）</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）  <u>(1) 実践活動</u>  <u>1)</u> 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動  <u>61</u> <u>水路の補修</u>  ① 水路本体  [削る]  <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修（略）  <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修（略）  <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩上げ（略）  <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設（略）  ② 附帯施設  [削る]  <input type="checkbox"/> 集水枡、分水枡の補修（略）  <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修（略）  <input type="checkbox"/> 安全施設の補修（略）  <u>62</u> <u>水路の更新等</u>  ① <u>水路本体</u>  <input type="checkbox"/> 素掘り水路からコンクリート水路への更新（略）</p>	<p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】（略）  【農業用水の反復利用】（略）  【小水力発電施設の適正管理】（略）</p> <p><u>2)</u> 啓発・普及  [新設]  ① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容  <input type="checkbox"/> 広報活動（略）  <input type="checkbox"/> 啓発活動（略）  ② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容（略）  ③ 地域内の規制等の取り決めに関する取組内容（略）</p> <p>(3) 多面的機能の増進を図る活動  <input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用（略）  <input type="checkbox"/> 農地周りの <u>共同活動</u> の強化（略）  <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工（略）  <input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化（略）  <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開（略）  <input type="checkbox"/> 医療・福祉との連携（略）  <input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）  [新設]  <input type="checkbox"/> 広報活動（略）</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）  [新設]  <u>(1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動</u>  [新設]  <u>ア</u> 水路本体  ① <u>補修</u>  <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修（略）  <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修（略）  <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩上げ（略）  <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設（略）  <u>イ</u> 附帯施設  ① <u>補修</u>  <input type="checkbox"/> 集水枡、分水枡の補修（略）  <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修（略）  <input type="checkbox"/> 安全施設の補修（略）  ② <u>更新等</u>  [新設]  <input type="checkbox"/> 素掘り水路からコンクリート水路への更新（略）</p>



改 正 後	現 行
<p>□水路の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水路の一部区間において</u>老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の<u>当該区間の</u>更新による対策を行うこと。</li> </ul> <p>[削る]</p> <p>② 附帯施設</p> <p>□ゲート、ポンプの更新（略）</p> <p>□安全施設の設置（略）</p> <p>2) 農道に関する対象活動</p> <p>63 農道の補修</p> <p>① 農道本体</p> <p>[削る]</p> <p>□農道路肩、農道法面の補修（略）</p> <p>□舗装の打換え（一部）（略）</p> <p>② 附帯施設</p> <p>[削る]</p> <p>□農道側溝の補修（略）</p> <p>64 農道の更新等</p> <p>① 農道本体</p> <p>□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）（略）</p> <p>[削る]</p> <p>② 附帯施設</p> <p>□側溝蓋の設置（略）</p> <p>□土側溝をコンクリート側溝に更新（略）</p> <p>3) ため池に関する対象活動</p> <p>65 ため池の補修</p> <p>① ため池本体</p> <p>[新設]</p> <p>□洗堀箇所<small>の</small>補修（略）</p> <p>□漏水箇所<small>の</small>補修（略）</p> <p>② 附帯施設</p> <p>[新設]</p> <p>□取水施設の補修（略）</p> <p>□洪水吐<small>の</small>補修（略）</p> <p>□安全施設の補修（略）</p> <p>66 ため池（附帯施設）の更新等</p> <p>□ゲート、バルブの更新（略）</p> <p>□安全施設の設置（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>□水路の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の<u>路線全体の</u>更新による対策を行うこと。</li> </ul> <p>② 更新等</p> <p>[新設]</p> <p>□ゲート、ポンプの更新（略）</p> <p>□安全施設の設置（略）</p> <p>(2) 農道に関する対象活動</p> <p>[新設]</p> <p>ア 農道本体</p> <p>① 補修</p> <p>□農道路肩、農道法面の補修（略）</p> <p>□舗装の打換え（一部）（略）</p> <p>イ 附帯施設</p> <p>① 補修</p> <p>□農道側溝の補修（略）</p> <p>② 更新等</p> <p>[新設]</p> <p>□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）（略）</p> <p>② 更新等</p> <p>[新設]</p> <p>□側溝蓋の設置（略）</p> <p>□土側溝をコンクリート側溝に更新（略）</p> <p>(3) ため池に関する対象活動</p> <p>[新設]</p> <p>ア ため池本体</p> <p>① 補修</p> <p>□洗堀箇所<small>の</small>補修（略）</p> <p>□漏水箇所<small>の</small>補修（略）</p> <p>イ 附帯施設</p> <p>① 補修</p> <p>□取水施設の補修（略）</p> <p>□洪水吐<small>の</small>補修（略）</p> <p>□安全施設の補修（略）</p> <p>② 更新等</p> <p>□ゲート、バルブの更新（略）</p> <p>□安全施設の設置（略）</p> <p>4（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>(別記1-3)</p> <p style="text-align: center;"><b>都道府県が策定する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン</b></p> <p><b>第1 基本的考え方</b>          多面的機能支払交付金は、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、別記1-2の国が定める活動指針及び要件を基礎として都道府県が策定する地域活動指針と、これに基づき都道府県の定める要件に基づき実施する。          地域活動指針に位置付ける活動項目は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動であつて、かつ、地域共同で行う活動に限る。  <u>また、農地維持活動及び資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）については、国が定める活動指針に基づき定める要件（以下「国が定める活動要件」という。）を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。</u>  <u>資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）については、国が定める活動要件に加え、活動の実態や施設の老朽化の進行状況等を十分に踏まえた上で、工事1件当たり2百万円以上の活動を実施することが必要な場合は、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。</u></p> <p><b>第2 地域活動指針策定の考え方</b>          地域活動指針は、本施策の趣旨・目的、自然条件及び農地維持活動及び資源向上活動の実態等の地域特性等を十分に踏まえた上で策定するものとし、具体的な考え方は次のとおりとする。          1 農地維持活動          (1) 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（点検・計画策定、<b>研修、実践活動</b>）と同じとすること。          (2)～(5)（略）          2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）          (1) 施設の軽微な補修          ① 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（機能診断・計画策定、<b>研修、実践活動</b>）と同じとすること。          ②～⑤（略）          (2) 農村環境保全活動          ① 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（計画策定、<b>実践活動、啓発・普及</b>）と同じとすること。          ②・③（略）          ④ 地域活動指針の「<b>実践活動</b>」及び「<b>啓発・普及</b>」に係る取組については、別記1-2の活動指針の取組に対し、特定の取組の削除及び新たな取組の追加を行うことができる。          ⑤・⑥（略）          3（略）</p> <p><b>第3 地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方</b></p>	<p>(別記1-3)</p> <p style="text-align: center;"><b>都道府県が策定する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン</b></p> <p><b>第1 基本的考え方</b>          多面的機能支払交付金は、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、別記1-2の国が定める活動指針及び要件を基礎として都道府県が策定する地域活動指針と、これに基づき都道府県の定める要件に基づき実施する。          地域活動指針に位置付ける活動項目は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動であつて、かつ、地域共同で行う活動に限る。          また、国が定める活動指針に基づき定める要件（以下「国が定める活動要件」という。）を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。</p> <p><b>第2 地域活動指針策定の考え方</b>          地域活動指針は、本施策の趣旨・目的、自然条件及び農地維持活動及び資源向上活動の実態等の地域特性等を十分に踏まえた上で策定するものとし、具体的な考え方は次のとおりとする。          1 農地維持活動          (1) 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（点検・計画策定、<b>実践活動、研修</b>）と同じとすること。          (2)～(5)（略）          2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）          (1) 施設の軽微な補修          ① 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（機能診断・計画策定、<b>実践活動、研修</b>）と同じとすること。          ②～⑤（略）          (2) 農村環境保全活動          ① 地域活動指針の構成については、別記1-2の活動指針の構成（計画策定、<b>啓発・普及、実践活動</b>）と同じとすること。          ②・③（略）          ④ 地域活動指針の「<b>啓発・普及</b>」及び「<b>実践活動</b>」に係る取組については、別記1-2の活動指針の取組に対し、特定の取組の削除及び新たな取組の追加を行うことができる。          ⑤・⑥（略）          3（略）</p> <p><b>第3 地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方</b></p>

改 正 後	現 行
<p><u>1 農地維持活動及び資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）について、地域活動指針に基づき定める要件は、別記1-2に示す国が定める活動要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう定めるものとし、具体の考え方は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 農地維持活動</u> (略)</p> <p><u>(2) 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</u></p> <p><u>① 機能診断・計画策定、<b>研修、実践活動</b></u> (略)</p> <p><u>② 農村環境保全活動</u> (略)</p> <p><u>2 資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）に係る地域活動指針に基づき定める要件については、国が定める活動要件に加え、活動の実態や施設の老朽化の進行状況等を十分に踏まえた上で、必要に応じて、工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合の要件を設定することができる。</u></p> <p><u>具体的には、工事1件あたり2百万円以上の活動を実施することができる対象施設・対象活動、内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件、都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容、その他必要な要件を設定することができる。</u></p> <p>(別記1-4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針 第1～第4 (略)</p> <p>(別記1-4様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">対象組織代表 氏 名 印</p> <p>平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。</p> <p>(別添) (略)</p> <p>(別記1-5)</p>	<p>地域活動指針に基づき定める要件は、別記1-2に示す国が定める活動要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう定めるものとし、具体の考え方は次のとおりとする。</p> <p><u>1 農地維持<b>支払</b></u> (略)</p> <p><u>2 資源向上<b>支払</b></u>（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p><u>(1) 機能診断・計画策定、<b>実践活動、研修</b></u> (略)</p> <p><u>(2) 農村環境保全活動</u> (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(別記1-4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針 第1～第4 (略)</p> <p>(別記1-4様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">対象組織代表 氏 名 印</p> <p>平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号<b>農林水産事務次官</b>依命通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。</p> <p>(別添) (略)</p> <p>(別記1-5)</p>

改 正 後

複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等  
及び運営委員会等における活動報告の確認方法について  
第1～第3（略）

(別記1～5様式第1号)

平成 年度 多面的機能支払交付金に係る  
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（〇〇集落）

参加集落 (活動組織)	実施計画	策定日	平成 年 月 日	策定者	〇〇集落	〇〇	〇〇
	〔1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)〕 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括で行う場合も「-」を記入する。以下同じ。) 〔2. 資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)〕及び〔3. 資源向上支払(施設の長寿命化を図る活動)〕 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。						
	活動報告	報告日	平成 年 月 日	報告者	〇〇集落	〇〇	〇〇
運営委員会	活動報告の確認	確認日	平成 年 月 日	確認者	〇〇運営委員会	〇〇	〇〇
	①運営委員会は参加集落(活動組織)から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「○」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入する。						

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

活動項目	取組	実施計画		活動報告		活動報告の確認 現地確認
		実施予定時期		未実施理由		
点検・ 計画策定	点検					
	年度活動計画の策定					
研修	事務・組織運営に関する研修					
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	a		a		
	【遊休農地解消面積】					
	畦畔・法面・防風林の草刈り					
水路	鳥獣害防護柵等の保守管理					
	水路の草刈り					
	水路の泥上げ 水路附帯施設の保守管理					
農道	農道の草刈り					
	農道側溝の泥上げ 路面の維持					
ため池	ため池の草刈り					
	ため池の泥上げ ため池附帯施設の保守管理					
共通	異常気象時の対応					

現 行

複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等  
及び運営委員会等における活動報告の確認方法について  
第1～第3（略）

(別記1～5様式第1号)

平成 年度 多面的機能支払交付金に係る  
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（〇〇集落）

参加集落 (活動組織)	実施計画	策定日	平成 年 月 日	策定者	〇〇集落	〇〇	〇〇
	〔1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)〕 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括で行う場合も「-」を記入する。以下同じ。) 〔2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)〕 当該年度に実施する活動内容及び実施数量を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。						
	活動報告	報告日	平成 年 月 日	報告者	〇〇集落	〇〇	〇〇
運営委員会	活動報告の確認	確認日	平成 年 月 日	確認者	〇〇運営委員会	〇〇	〇〇
	〔1. 農地維持支払 2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)〕 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外は「-」を記入する。 ①運営委員会は参加集落(活動組織)から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「○」を記入する。 ④計画に沿った活動が実施されていない場合には、活動を適正に実施するように指導する。当該年度の活動要件が未達成となる場合は、活動の実施を確認し、「○」を記入する。						

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

活動項目	実施計画	活動報告		活動報告の確認 (運営委員会記入)
		実施予定時期	未実施理由	
点検	農用地			
	施設(水路・農道・た			
年度活動計画の策定				
	事務・組織運営の研修			
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理			
	【遊休農地解消面積】	a		a
	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り			
水路	施設の適正管理			
	異常気象時の対応			
	水路の草刈り			
農道	水路の泥上げ			
	施設の適正管理			
	異常気象時の対応			
ため池	路肩・法面の草刈り			
	側溝の泥上げ			
	施設の適正管理			
共通	異常気象時の対応			
	ため池の草刈り			
	ため池の泥上げ 附帯施設の適正管理			

改 正 後

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動項目	取組	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認	
施設 の 軽 微 な 補 修	計 画 策 定 ・ 機 能 診 断	農用地の機能診断					
		水路の機能診断					
		農道の機能診断					
		ため池の機能診断					
		年度活動計画の策定					
実 践 活 動	研 修	機能診断・補修技術等に関する研修					
		農用地の軽微な補修等					
		水路の軽微な補修等					
		農道の軽微な補修等					
		ため池の軽微な補修等					
農 村 環 境 保 全 活 動	実 践 活 動	生態系保全					
		水質保全					
		景観形成・生活環境保全					
		水田貯留機能増進・地下水かん養					
		資源循環					

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

活動項目	取組	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認	
実 践 活 動							

※参加陣落（活動組織）が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会が組織全体として取りまとめた実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

[削る]

現 行

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動・施設の軽微な補修）

活動項目	実施計画	活動報告		活動報告の確認			
		実施予定時期	未実施理由	（運営委員会記入）	備考		
施設 の 軽 微 な 補 修	機能診断・計画策定	農用地					
		施設（水路・農道・ため池）					
	年度活動計画の策定						
	実 践 活 動	農 用 地	畦畔・農用地法面等の補修等				
			施設の補修等				
		水 路	水路の補修等				
			附帯施設の補修等				
	農 道	農道の補修等					
		附帯施設の補修等					
	た め 池	堤体の補修等					
附帯施設の補修等							
機能診断・補修技術等の研修							

(別記2-1)

地域資源保全プランの策定について

1. 要領第2の2の(10)の地域資源保全プランについては、別記2-1様式第1号により策定することとし、以下に掲げる事項を記載する。

(1) 施設の長寿命化に関する状況把握

要綱別紙5に定める広域活動組織が保管理する地域について、地域の地理的条件・気象条件・基盤整備状況について記載するとともに、地域内の施設について、現地

改

正

後

現

行

踏査又は施設管理者からの聞き取り等により、施設の劣化状況等を把握する。

(2) 施設の長寿命化等に関する計画

施設の更新費の低減や事故等のリスクの軽減のため、地域内の施設の長寿命化に関する基本的な方針を策定するとともに、(1)により把握した施設の状況に応じ、地域内の施設について機能保全や長寿命化対策の内容及び時期について計画する。

(3) 資金計画（事前積立て、施設保険等）

施設の補修のための事前積立てや突発事故時の対応のための施設保険について計画する。

(4) サポート体制

地域内の構成員間の役割分担を決め、定期的な診断・監視の体制や、突発事故発生時等の非常時におけるサポート体制を構築する。

(5) 地域の水利用についての計画

地域の営農状況や営農体系の変化、それによる新たな水利用計画の作成の必要性を把握し、地域の用水利用の新たな取組（節水手法など）や新たな水利用計画を策定する。

なお、(5)については、地域の実情に応じて、必要があれば計画・記載する項目とする。

2 策定した地域資源保全プランの報告については、要領第2の9に定める実施状況の報告の際に、同プランを添付して提出することにより行うこととする。

(別記2-1様式第1号)

地域資源保全プラン様式(案)

平成 年 月 日策定  
広域活動組織名: \_\_\_\_\_

【1】施設の長寿命化等に関する状況把握

(1) 地域の現状



改

正

後

現

行

(2) 地域内の施設の機能診断結果（劣化状況等）、補修履歴等

番号	施設	経過年数	機能診断結果（劣化状況等）	これまでの補修内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

(3) 地域内の施設の位置及び機能診断結果（劣化状況等）

(注) 対象区域、対象施設の位置図を添付し、機能診断結果（劣化状況等）が分かる写真の添付とその説明を記載すること。

**【2】施設の長寿命化等に関する計画**

(1) 本地区の施設の長寿命化に関する基本方針

(2) 各施設の機能保全対策及び対策を実施する時期（予定）

番号	施設	機能保全対策	実施時期	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

改

正

後

現

行

(3) 機能保全対策に関する図面



(注) 対象区域、対象施設の位置図を添付し、機能保全対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

【3】資金計画（事前積立て、施設保険等）

事前積立てや施設保険等の導入状況及び導入促進に向けた今後の取組について記載



【4】サポート体制



(注) 平常時、非常時（突発事故等）それぞれのサポート体制を図示し、各組織の連絡先も記載すること。

【5】地域の水利利用についての計画

(1) 地域における水利利用状況



(注) 【5】地域の水利利用についての計画については、地域の実情に応じて、必要があれば本交付金を活用して実施する項目。

改 正 後

現 行

(2) 現在の水利用計画

施設	期間	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から
		月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	翌年の 月 日まで
①	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
②	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
③	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
④	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑤	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑥	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑦	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %

(3) 用水利用の新たな取組内容（節水手法など）

(4) 新たな水利用計画

施設	期間	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から	月 日から
		月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	月 日まで	翌年の 月 日まで
①	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
②	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
③	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
④	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑤	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑥	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %
⑦	分土工	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %	開度 %

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について  
第1～第6 (略)

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について  
第1～第6 (略)

改 正 後

(別記3-1様式第1号)

実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	

1. 活動の実施状況等の確認

事項	確認項目とその内容	確認結果	
認定農用地等	○保全管理状況の確認(書類上の確認) (確認内容) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。		
実施状況報告書等	収支実績 収入 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。		
	支出 (確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。		
	事業の成果	全体 (確認内容) 活動計画書に位置付けた活動項目について、「計画」欄及び「実施」欄に「○」、「×」又は「-」が記入されていることなど、記載の漏れがないことを確認。	
		(確認内容) 実施欄に「×」が記入されている場合、未実施理由の妥当性を確認。また、市町村が行った現地調査結果との整合性を確認。	
		(確認内容) 総会、研修会が開催されていることを議事録等により確認。	
	農地維持 (確認内容) 備考欄に遊休農地解消面積が記入されていることを確認。 活動計画に位置付けた遊休農地面積が、計画的に解消されていることを確認。		
農地維持 (共同資源向上)及び表 (確認内容) 実施内容について、活動記録により活動が実施されていることを確認。			
金銭出納簿	全体 (確認内容) 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。		
	資源向上(長) (確認内容) 金銭出納簿により、長寿命化整備計画に位置付けていない工事が、工事1件当たりの上限額を超えていないことを確認。		
都道府県が定めた要件	地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 (確認内容) 独自の要件が達成されていることを活動記録等により確認。		

【削る】

(注1) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)に基づく調査のこと。(平成24年12月25日までは「耕作放棄地全体調査」として実施。) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と重複のあった農用地については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。

(注2) 上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

【削る】

2. 所見

現 行

(別記3-1様式第1号)

実施状況確認チェックシート(書類確認用)  
(農地維持支払又は資源向上支払(共同活動))

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	

1. 活動の実施状況等の確認

事項	確認項目とその内容	チェック欄	
認定農用地等	○保全管理状況の確認(書類上の確認) (確認内容) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。	<input type="checkbox"/>	
実施状況報告書等	収支実績 ○収入の部 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>	
	○支出の部 (確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>	
	事業の成果	全体 (確認内容) 活動計画書に位置付けた活動項目について、「計画」欄に「○」又は「-」が記入されていることなど、記載の漏れがないことを確認。	<input type="checkbox"/>
		(確認内容) 実施欄に「●」が記入されている場合、未実施理由の妥当性を確認。また、市町村が行った現地調査結果との整合性を確認。	<input type="checkbox"/>
		(確認内容) 総会、研修会が開催されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
	農地維持 (確認内容) 備考欄に遊休農地解消面積が記入されていることを確認。 活動計画に位置付けた遊休農地面積が、計画的に解消されていることを確認。	<input type="checkbox"/>	
農地維持 (共同資源向上) (確認内容) 実施欄に「○」が記入されている場合、活動記録により活動が実施されていることを確認。	<input type="checkbox"/>		
金銭出納簿	(確認内容) 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。	<input type="checkbox"/>	
農地中間管理機構の借受	(確認内容) 認定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。	<input type="checkbox"/>	
都道府県が定めた要件	地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 (確認内容) 独自の要件が達成されていることを活動記録等により確認。	<input type="checkbox"/>	

(注1) 「確認項目とその内容」に該当しない場合は、チェック欄に「該当なし」と記入。

(注2) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)に基づく調査のこと。(平成24年12月25日までは「耕作放棄地全体調査」として実施。)

(注3) 上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

(注4) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と重複のあった農用地や農地中間管理機構の借受農地の情報については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。

2. 活動の実施状況についての所見

改 正 後

(別記3-1様式第2号)

平成〇年度 認定農用地確認野帳

- 注1) 認定農用地面積1筆ごとに整理すること。ただし、「適」と判断されるものはまとめて記載してもよい。「否」と判断されるものは1筆毎に記載すること。
- 注2) 「所在」①欄は、当該農用地の所在を記載する。
- 注3) 「現況地目」②欄は、活動計画書等を参考に、「田」、「畑」、「草地」のいずれかを記入する。
- 注4) 「管理状況の適否」③、⑤欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)
- 注5) 「施設名」④欄は、「水路」、「農道」、「ため池」について記入する。
- 注6) 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。
- 注7) 現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

(別記3-1様式第2号)

平成 年度 認定農用地<sup>注1)</sup>確認野帳

1. 認定農用地の保全管理状況(多面的機能支払・中山間地域等直接支払)

認定農用地の管理状況の適否等					備考		
所在		多面的機能支払	中山間等直接支払				
大字	字	管理状況の適否	農用地の管理状況の適否等				
			活動形態	耕作		維持管理	
本番	枝番	孫番	⑤	⑥			
①		②	③	④	⑤	⑥	
			田・畑・草地・採草	適・否	耕・雑	適・否(放・転)・免	適・否(放・転)・免
			田・畑・草地・採草	適・否	耕・雑	適・否(放・転)・免	適・否(放・転)・免

- 注1) 認定農用地面積1筆毎に整理すること。ただし、「適」と判断されるものはまとめて記載してもよい。「否」と判断されるものは1筆毎に記載すること。
- 注2) ①欄は、当該農用地の所在を記載する。
- 注3) ②欄は、活動計画書等を参考に、「田」、「畑」、「草地」、「採草」(中山間地域等直接支払のみ)のいずれかを記入する。また、各支払で地目が異なる場合は、その旨備考に記載する。
- 注4) ③欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)
- 注5) ④欄の「耕」は耕作、「雑」は維持管理農用地を示す。
- 注6) ⑤、⑥欄は、④欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。
- 注7) 多面的機能支払交付金実施要領 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。
- 注8) 表紙の現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

4. 多面的機能を増進する活動(中山間地域等直接支払)

具体的に取組む行為	活動状況の適否	備考
①	②	
	適・否	
	適・否	
	適・否	
	適・否	

注1) ②欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。

現 行

(別記3-1様式第2号)

平成〇年度 認定農用地確認野帳

- 注1) 認定農用地面積1筆毎に整理すること。
- 注2) 「所在」①欄は、当該農用地の所在を記載する。
- 注3) 「現況地目」②欄は、活動計画書等を参考に、「田」、「畑」、「草地」のいずれかを記入する。
- 注4) 「管理状況の適否」③、⑤欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)
- 注5) 「施設名」④欄は、「水路」、「農道」、「ため池」について記入する。
- 注6) 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。
- 注7) 現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

(別記3-1様式第2号)

平成 年度 認定農用地<sup>注1)</sup>確認野帳

1. 認定農用地の保全管理状況(多面的機能支払・中山間地域等直接支払)

認定農用地の管理状況の適否等					備考		
所在		多面的機能支払	中山間等直接支払				
大字	字	管理状況の適否	農用地の管理状況の適否等				
			活動形態	耕作		維持管理	
本番	枝番	孫番	⑤	⑥			
①		②	③	④	⑤	⑥	
			田・畑・草地・採草	適・否	耕・雑	適・否(放・転)・免	適・否(放・転)・免
			田・畑・草地・採草	適・否	耕・雑	適・否(放・転)・免	適・否(放・転)・免

- 注1) 認定農用地面積1筆毎に整理すること。
- 注2) ①欄は、当該農用地の所在を記載する。
- 注3) ②欄は、活動計画書等を参考に、「田」、「畑」、「草地」、「採草」(中山間地域等直接支払のみ)のいずれかを記入する。また、各支払で地目が異なる場合は、その旨備考に記載する。
- 注4) ③欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)
- 注5) ④欄の「耕」は耕作、「雑」は維持管理農用地を示す。
- 注6) ⑤、⑥欄は、④欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。
- 注7) 多面的機能支払交付金実施要領 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。
- 注8) 表紙の現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

4. 多面的機能を増進する活動(中山間地域等直接支払)

具体的に取組む行為	活動状況の適否	備考
①	②	
	適・否	
	適・否	
	適・否	
	適・否	

注1) ②欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。

改 正 後

(別記3-1様式第3号)

資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)  
実施状況確認チェックシート(現地確認用)

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名		確認者(所属、氏名)	
対象組織名		現地確認立会人	

現地確認結果

必要に応じて、当該年度に取組が適切に実施されているか確認。

(1) 施設の軽微な補修

取組	計画	確認結果	備考
農用地の軽微な補修等			
水路の軽微な補修等			
農道の軽微な補修等			
ため池の軽微な補修等			

(2) 農村環境保全活動

テーマ	計画	確認結果	備考
生態系保全			
水質保全			
景観保全・生活環境保全			
水田貯留機能増進・地下水かん養			
資源循環			

(3) 多面的機能の増進を図る活動

取組	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
農地周りの環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
医療・福祉との連携			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

(4) 所見

現 行

(別記3-1様式第3号)

資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)実施状況確認チェックシート(現地確認用)

市町村名		確認者(所属、氏名)	
対象組織名		現地確認立会人	

現地確認結果

(1) 施設の軽微な補修

対象活動	計画	確認内容	チェック欄	確認日
<b>1. 農用地</b>				
畦畔・農用地法面等の補修		当該年度に、畦畔の再構築等、農用地の保全管理のために必要な取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
施設の適正管理		当該年度に、鳥獣害防止柵等の補修や設置等、施設の適正管理のために必要な取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
<b>2. 水路</b>				
施設の適正管理		当該年度に、水路の目地詰めや破損施設の補修等、施設の適正管理のために必要な取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
附帯施設の適正管理		当該年度に、給水栓の凍結防止対策や空気を等の腐食防止剤の塗布等、附帯施設の適正管理のために必要な取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
<b>3. 農道</b>				
施設の適正管理		当該年度に、路肩・法面の初期補修やきめ細やかな雑草対策等が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
附帯施設の適正管理		当該年度に、側溝の目地詰め等、施設の適正管理のために必要な取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
<b>4. ため池</b>				
堤体の適正管理		当該年度に、遊水シートの補修や堤体施設の補修等の取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	
附帯施設の適正管理		当該年度に、附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所等の補修等の取組が適切に実施されているか確認	<input type="checkbox"/>	

注1「計画」欄には、活動計画書を基に「○」又は「△」を記入する。(以下、同じ。)

注2「現地調査を実施した項目について、該当する内容について確認した後、チェック欄に「し」を記入する。(以下、同じ。)

注3「確認日」欄には、各項目の最終確認日を記入する。(以下、同じ。)

(2) 農村環境保全活動

対象活動	計画	確認内容	チェック欄	確認日
生態系保全		選択したテーマに基づき実施した取組について、実施箇所を確認	<input type="checkbox"/>	
水質保全			<input type="checkbox"/>	
景観形成・生活環境保全			<input type="checkbox"/>	
水田貯留機能増進・地下水かん養			<input type="checkbox"/>	
資源循環			<input type="checkbox"/>	

(3) 多面的機能の増進を図る活動

対象活動	計画	確認内容	チェック欄	確認日
遊休農地の有効活用		取り組みを行った内容について、実施箇所を確認	<input type="checkbox"/>	
農地周りの共同活動の強化			<input type="checkbox"/>	
地域住民による直営施工			<input type="checkbox"/>	
防災・減災力の強化			<input type="checkbox"/>	
農村環境保全活動の幅広い展開			<input type="checkbox"/>	
医療・福祉との連携			<input type="checkbox"/>	
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			<input type="checkbox"/>	

(4) 活動の実施についての所見

改

正

後

現

行

[削る]

(別記3-1様式第4号)

資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名		確認者 (所属、氏名)	
対象組織名			

1. 施設の長寿命化のための活動

事項	確認項目とその内容	チェック欄
対象農用地	○保全管理状況の確認(書類上の確認) (確認内容) 荒廃農地調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。	<input type="checkbox"/>
実施状況報告書	収支実績 ○収入の部 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
	○支出の部 (確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
	事業の成果 (確認内容) 計画に位置付けた活動内容が実施されているか確認。 (活動計画に位置付けられていない内容が実施されていないか確認)。	<input type="checkbox"/>
	(確認内容) 実績数量のある実施内容について、それぞれ活動記録で活動が実施されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
	(確認内容) 総会の開催状況について、会議資料等により確認。	<input type="checkbox"/>
金銭出納簿	(確認内容) 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。	<input type="checkbox"/>
農地中間管理機構の借受	(確認内容) 対象農用地内において農地中間管理機構が借受けている農用地の有無をチェックする。	<input type="checkbox"/>
都道府県が定めた要件	地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 (確認内容) 独自の要件が達成されていることを活動記録により確認。	<input type="checkbox"/>

注1)すべての項目について確認した後、チェック欄に「○」を記入する。

注2)市町村等の所有する施設に係る工事を行い、対象組織が財産を取得した場合は、市町村等に対してできるだけ速やかに譲渡を行うよう指導。

注3)上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

注4)荒廃農地調査と重複のあった農用地や農地中間管理機構の借受農地の情報については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。

2. 活動の実施状況についての所見

Empty box for observations.





改

正

後

現

行

(別記5-1)

〇〇〇〇広域協定書(例)

第1条～第6条(略)

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条(略)

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

[削る]

第8条～第11条(略)

附則(略)

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員<sup>注1</sup>

① 農業者の個人又は団体<sup>注2</sup>

番号	氏名	住所	備考

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)<sup>注3</sup>

番号	団体名・代表者	住所	備考

(別記5-1)

〇〇〇〇広域協定書(例)

第1条～第6条(略)

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条(略)

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(注) 施設のリスク管理と機能保全のための全体構想(地域資源保全プラン)を策定する場合は、以下の規定を追加して下さい。

(施設のリスク管理と機能保全のための全体構想の策定)

第8条 協定参加集落及びその他協定参加団体は、〇〇年〇月までに、本協定の対象とする施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定するものとする。

第8条～第11条(略)

附則(略)

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員

① 農業者<sup>注1</sup>

番号	氏名	住所	備考

② 農業者以外

番号	氏名	住所	備考

③ 集落内のその他の団体(婦人会、老人会他)<sup>注2</sup>

番号	団体名・代表者	住所	備考

改

正

後

現

行

4. 構成員人数

	番号	分類	構成員人数・団体数
農業者	個人として参加	1 農業者個人	人
	団体として参加	2 農事組合法人	団体
		3 営農組合	団体
		4 その他の農業者団体	団体
農業者以外	個人として参加	5 農業者以外個人	人
	団体として参加	6 自治会	団体
		7 女性会	団体
		8 子供会	団体
		9 土地改良区	団体
		10 JA	団体
		11 学校・PTA	団体
		12 NPO	団体
		13 その他の農業者以外団体	団体

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

【削る】

別記5-2

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則(例)

平成 年 月 日制定

第1章 総則

第1条～第7条(略)

(委員会の権能)

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一～七(略)

(注)その他の事業に取り組まない場合は、上記第8条第五号を削除して下さい。

【削る】

第9条～第18条(略)

(資金)

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

一～三(略)

4. 構成員人数<sup>注3</sup>

計	農業者	農業者以外
	人	人

【新設】

注1: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

注3: 構成員人数には、3の①、②の個人及び③の団体に所属する者の合計を、農業者と農業者以外に分けて記載。

別記5-2

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則(例)

平成 年 月 日制定

第1章 総則

第1条～第7条(略)

(委員会の権能)

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一～七(略)

(注)その他の事業に取り組まない場合は、上記第8条第五号を削除して下さい。

(注)金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、上記第8条第

四号を削除するとともに、第三号を以下の内容の規定として下さい。

三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。

第9条～第18条(略)

(資金)

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

一～三(略)

改 正 後	現 行
<p>[削る]</p>	<p><u>(注)金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、以下の内容の規定として下さい。</u></p> <p><u>一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金</u></p> <p><u>二 その他の収入</u></p>
<p>第20条～第31条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第20条～第31条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
<p>(別記6-1)</p> <p>〇〇活動組織規約(例)</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日制定</p>	<p>(別記6-1)</p> <p>〇〇活動組織規約(例)</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日制定</p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。</p> <p>一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。</p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。</p> <p>一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。</p> <p><u>(注) 金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、上記第8条第四号を削除するとともに、第三号を以下の内容の規定として下さい。</u></p> <p><u>三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。</u></p>
<p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。</p> <p>一 農地維持支払交付金</p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。</p> <p>一 農地維持支払交付金</p> <p><u>(注) 金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、以下の内容の規定として下さい。</u></p> <p><u>第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>二 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金</u></p> <p><u>三 その他の収入</u></p>
<p>第15条～第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第15条～第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

改 正 後

(規約別紙)

平成〇年〇月〇日

〇〇活動組織**構成員一覧**

以下3.の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考 (団体名等)

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考

(2) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考 (団体名等)

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考

現 行

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇活動組織**参加同意書**

以下3.の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(新設)

(1) 〇〇集落

① 農業者<sup>注1</sup>

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(2) 〇〇集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

改 正 後

(3) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	住所	備考(団体名等)

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加		団体として参加		個人として参加		団体として参加						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

[削る]

現 行

(3) 団体<sup>注2</sup>

役職名	氏名	住所	団体名

[新設]

4. 構成員人数<sup>注3</sup>

計	農業者	農業者以外
	人	人

注1: 「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。  
 注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。  
 注3: 構成員人数には、3の(1)、(2)の個人及び(3)の団体に所属する者の合計を、農業者と農業者以外に分けて記載。

改 正 後

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備考 (H30までの 様式番号)
<b>活動組織、広域活動組織の作成書類</b>				
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村	6-6
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村	6-5
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	6-7(1-3)
1-4	長寿命化整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-12
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	1-6
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	1-7
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-8
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織	市町村	1-16
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	1-11
<b>市町村・都道府県の作成書類</b>				
2-1	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	1-4
2-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	1-5(1-15)
2-3	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	1-9
2-4	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	1-10
2-5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	5
2-6	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	3-1
2-7	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	3-2
2-8	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	3-3
2-9	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	3-4
2-10	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	6-1
2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18

現 行

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備考
<b>多面的機能支払交付金関係</b>				
1-3	多面的機能支払交付金に係る活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-4	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	
1-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	
1-10	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	
1-11	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	
1-12	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-15	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	認定団体	
1-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	認定団体	市町村	
1-17	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	
1-18	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	
3-1	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	
3-2	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	
3-3	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	
3-4	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	
<b>広域活動組織関係</b>				
5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	
<b>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律関係</b>				
6-1	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	
6-2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)	都道府県	国	
6-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	
6-4	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	
6-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村	
6-6	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村	
6-7	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
6-8	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-	



改 正 後

(様式第 1-1 号)

(様式第 1-1 号)

平成〇年〇月〇日

市町村長 殿

農業者団体等の名称  
代表者の氏名 印

(様式第 1-2 号)

(様式第 1-2 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成〇年〇月〇日  
〇〇〇〇組織

(様式第 1-3 号)

(様式第 1-3 号)

平成〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)   
組織名

(ふりがな)   
代表者氏名  印

(ふりがな)   
所在地

現 行

(様式第 6-6 号)

(様式第 6-6 号)

年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

(様式第 6-5 号)

(様式第 6-5 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成〇年〇月〇日  
〇〇〇〇組織 印

(様式第 6-7 号)

(様式第 6-7 号)

年 月 日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(フリガナ) 組織名	( <input type="text"/> )
(フリガナ) 代表者氏名	( <input type="text"/> ) 印
(フリガナ) 所在地	( <input type="text"/> )

改 正 後

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	5年	元号 年度	元号 年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	5年	元号 年度	元号 年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	5年	元号 年度	元号 年度
中山間地域等 直接支払	年度	年度	年	元号 年度	元号 年度
環境保全型農業 直接支払	年度	年度	年	元号 年度	元号 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 ※1	計				うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
多面 支払	a	a	a		a	10 a 円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a 円
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜		
取組 面積	環境 直払※2				a	円

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。  
 ※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、長寿命化の対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり  
 [削る]

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり  
 ※多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

全体面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
a	a

※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。  
 ※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

現 行

I. 地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
<input type="checkbox"/> 農地維持支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
<input type="checkbox"/> 資源 向上 支払	<input type="checkbox"/> 共同活動	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度
	<input type="checkbox"/> 施設の 長寿命化	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度
<input type="checkbox"/> 中山間地域等 直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
<input type="checkbox"/> 環境保全型農業 直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 (集落の管理する農用地)	計				遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
<input type="checkbox"/> 多面支払	a	a	a		a	a 円
<input type="checkbox"/> 中山間直払	a	a	a	a	a	a 円
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜		
取組面積	<input type="checkbox"/> 環境 直払				a	円

(新設)  
 (注) 環境保全型直接支払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池	(農用地に かかる施設)
	開水路	パイプライン			
	km	km	km	箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設	km	km	km	箇所	

(新設)  
 3. 実施区域位置図 別添1「実施区域位置図」のとおり  
 (注) 多面支払のみに取り組む場合は、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振2255号)様式第1-3号に係る「協定対象区域図面」に代えることができる。

4. 組織構成員一覧 別添2「構成員一覧」のとおり  
 (注) 多面支払のみに取り組む場合は、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25納新2255号)別記6-11に係る「参加同意書」に代えることができる。

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

全体面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
a	a

(注1) 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。  
 (注2) 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

改 正 後

(別添1) (略)

(別添2)

(別添2)

構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号		国際水準GAPの実 施に係る取組意思 確認	
								<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
								<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の非農業者団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
	F	機械・施設共同利用組織
農業生産組織	G	農作業委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
	J	土地改良区
その他	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1~13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体をいう。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA~Mから選択。

注5: 「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6: 「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

現 行

(別添1) (略)

(別添2)

構成員一覧

平成 年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		環境保全型農業 直接支払
			中山間地域等直接支払	参加者区分	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAPの実 施に係る取組意思 確認
			<input type="checkbox"/> 印 (サイン)	農業者( ) 農業者以外(非農家) その他団体( )	<input type="checkbox"/> 国際水準GAPを 実施します。
			<input type="checkbox"/> 印 (サイン)	農業者( ) 農業者以外(非農家) その他団体( )	<input type="checkbox"/> 国際水準GAPを 実施します。

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2: 参加者区分は、「農業者」、「農業者以外」、「その他団体」から選択すること。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体であって、中山間地域等直接支払の場合には、括弧内に交付金交付農用地に係る協定参加者の別を記載すること。

「①」: 交付対象農用地に係る協定参加者

「②」: ①以外の協定参加者

注4: 農業者の「団体」及び「その他団体」は、氏名欄に氏名と併せて団体名を記載すること。中山間地域等直接支払の場合には、括弧内に以下の参加者区分を記載すること。

例) 農業者団体: 生産組織、営農組合、農地所有適格法人、特定農業法人等

その他団体: NPO法人、学校等教育機関、土地改良区等

注5: 「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6: 「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

改

正

後

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む  
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

- ①②に該当 ⇒単価に0.75を乗する
- ①のみ該当 ⇒単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する
- ①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

実施予定年度	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
	平成	年度	平成	年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

現

行

(別紙1)

多面的機能支払交付金に係る活動計画書

(1号事業様式)

加算措置に取り組む場合

4. 交付金額

(1) 交付金額(加算措置分を除く)

	農地維持支払			資源向上支払(共同活動)			資源向上支払(施設の長寿命化)		
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
合計	a		円	a		円	a		円

(3) 地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体制強化

実施予定年度	地域資源保全プランの策定		広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度

改 正 後

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数  集落   
 農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域  
 地域振興立法 8 法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島  
 離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島  
 交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積  
 農地維持支払  a 資源向上支払  a (共同) 資源向上支払  a (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期																	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
点検・ 計画策定	1 点検																		
	2 年度活動計画の策定																		
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	平成○年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)																	
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理																	
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り																	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定																
	水路	7 水路の草刈り																	
		8 水路の泥上げ																	
		9 水路付帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定																
	農道	10 農道の草刈り																	
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定																
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定																
	ため池	13 ため池の草刈り																	
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定																
		15 ため池付帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定																
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後																	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動																			

現 行

<該当する活動にチェック>

- 農地維持支払  小規模集落支援  
 資源向上支払  地域資源の質的向上を図る共同活動  多面的機能の増進を図る活動  
 施設の長寿命化のための活動  組織の広域化・体制強化  
 地域資源保全プランの策定

II. 活動の計画

1. 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目	取組	実施時期
点検・ 研 修 面 策 定	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。 農用地:毎年 月 水路:毎年 月 ため池:毎年 月
	年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。 毎年 月
	事務・組織運営等の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。 平成 年度、平成 年度
農 用 地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。 毎年 回 (月、月)
	畦畔・農用地法面防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。 毎年 回 (月、月、月)
	施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。 点検結果に応じて実施時期を決定
水 路	水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。 毎年 回 (月、月、月)
	水路の泥上げ	水路及びポンプ取水槽等の泥上げを実施する。 毎年 月
	施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。 点検結果に応じて実施時期を決定
農 道	路肩・法面の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。 毎年 回 (月、月、月)
	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。 毎年 月
	施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。 点検結果に応じて実施時期を決定
た め 池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。 毎年 回 (月)
	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。 毎年 月
共 通	施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。
	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。 洪水、台風、地震等の発生後

(注1)「実施時期」欄内にチェックボックス「」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(注) 農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い

- 交付対象とする  交付対象としない

改

正

後

現

行

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理      | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理       |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理  | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理     |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業     | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理              |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業    | <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 |  |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化    | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築        |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力        | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動            |
| <input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保         |  |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催          | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査              | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催          |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等                  | <input type="checkbox"/> 23. その他 <input type="text"/>   |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |   |

2. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補充により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補充や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他 (  )

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期
	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択)	取組方向 (1項目以上選択)
	<input type="checkbox"/> 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 <input type="checkbox"/> 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 <input type="checkbox"/> 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 <input type="checkbox"/> 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 <input type="checkbox"/> 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 <input type="checkbox"/> 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 <input type="checkbox"/> 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 <input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 <input type="checkbox"/> 隣接集落との連携による相互の労力補充、広域的な活動の実施 <input type="checkbox"/> その他( )
推進活動	(1項目以上選択) <input type="checkbox"/> 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催 <input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 <input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 <input type="checkbox"/> 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 <input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 <input type="checkbox"/> その他( )	毎年 回 (月、月)

改 正 後

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断														
		25 水路の機能診断														
		26 農道の機能診断														
		27 ため池の機能診断														
		28 年度活動計画の策定														
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	平成○年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)													
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定														
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定														
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定														
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定														
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定														
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定														
38 資源循環計画の策定																
活動項目	取組	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
農村環境保全活動	実践活動															
		啓発・普及	51 啓発・普及活動													

現 行

3. 資源向上支払

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目	取組	実施時期
機能診断・研・修・計画策定	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。 農用地: 毎年 月 <input type="checkbox"/> 水路: 毎年 月 <input type="checkbox"/> 農道: 毎年 月 <input type="checkbox"/> ため池: 毎年 月
	年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。 毎年 月
	機能診断・補修技術等の研修	活動期間内に1回以上受講する。 <input type="checkbox"/> 活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 <input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 平成 年度、 平成 年度

実践活動	取組	実施時期
農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	機能診断結果に基づき実施時期を決定
水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
ため池	巡水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

(注) 「実施時期」欄内にチェックボックス「」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

② 農村環境保全活動

活動項目	取組	実施時期
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。 <input type="checkbox"/> 生態系保全 <input type="checkbox"/> 水質保全 <input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全 <input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進・地下水かん養 <input type="checkbox"/> 資源循環	毎年 月
啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 <input type="checkbox"/> 広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等) <input type="checkbox"/> 地域住民との交流活動、学校教育行政機関等との連携 <input type="checkbox"/> 地域内の規制の取り決め	毎年 月、 毎年 月
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	毎年 月
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	毎年 月

(注1) 「計画策定」及び「啓発・普及」については、1つ以上の項目をチェックする。

(注2) 「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。



改 正 後

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動														
	60 広報活動													

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか箇所を選択)	年度計画				
施設区分	取組	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

☆直営施工の実施方針について  全て直営施工  一部直営施工  直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4)又は第2の2の(4)に基づく活動)

現 行

③多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	実施時期	
		毎年	月
多面的機能の増進を図る活動	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用 <input type="checkbox"/> 農地周りの共同活動の強化 <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工 <input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開 <input type="checkbox"/> 医療・福祉との連携 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動を1テーマ追加 <input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 <input type="checkbox"/> 高度な保全活動の実施 <input type="checkbox"/> 都道府県、市町村が特に認める活動 ( )	毎年	月
		毎年	月

(注1) 多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。  
 (注2) 高度な保全活動は、地域活動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や農地の保全(グリーンベルト等の設置等)、地域環境の保全(水田魚道の設置等)等の活動の中から選択し、( )書きに記入する。

(2) 施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			HO年度	HO年度	HO年度	HO年度	HO年度
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	〇〇〇						
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	〇〇〇						
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	〇〇〇						

(注) 必要に応じて欄を追加する。  
 延べ数量の単位は、「Km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無  有  無

外部発注工事の有無  有  無

改 正 後

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★小規模集落支援の適用条件  
 ○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である  
 ○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
集落	

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
医療・福祉との連携		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件  
 ○取組を継続する活動組織又は広域活動組織  
 本事業計画の取組項目数  
 >前年度又は変更前の取組項目数  
 ○新規の活動組織又は広域活動組織  
 本事業計画の取組項目数 2つ以上

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

現 行

(2) 加算措置分にあたる交付金額

	小規模集落支援		
	対象農用地面積	加算単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

加算措置の対象とする小規模集落数	各小規模集落内の総農家戸数
	集落名 ( )
	集落

〔注1〕複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。複数の小規模集落が加算措置の対象となる場合は、総農家戸数欄の列を追加して記入する。

〔注2〕「小規模集落」とは、農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに集落内の農用地が農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払、多面的機能支払の対象となっていない農業集落。それぞれの総農家戸数を記入すること。

＜添付書類＞

活動組織・・・活動組織規約

広域活動組織・・・広域協定書、広域協定運営委員会規則

〔2(3) 地域資源保全プランの策定〕 地域資源保全プラン（採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出）

〔2(4) 組織の広域化・体制強化〕 広域協定の認定書の写し / 登記事項証明書の写し（採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出）

「小規模集落支援」を受ける場合・・・（加算措置に取り組む場合）の様式

[新設]

改 正 後

現 行

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受け

② 農業者以外の割合

・組織の構成員

農業者	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…①
合計	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…②

・農業者以外の割合 % …… ①/②

③ 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人  
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が  
 参加する実践活動を毎年度行う。

また、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- 構成員の農業者以外の割合 4割以上
- 共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと
- ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000円/年・組織
1,000ha以上		160,000円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

改

正

後

現

行

(様式第1-4号)

[新設]

(様式第1-4号)

組織名:

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。  
なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。  
また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

改 正 後

(様式第 1-5 号) (略)

(様式第 1-6 号)

(様式第 1-6号)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: \_\_\_\_\_

- ★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。
- ★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時		活動参加人数			取組番号(左詰め)	支払区分	活動内容		備考(具体的な活動内容を記入)
日付	実施時間 開始時刻 実施時刻	農業者	農業者以外	総参加人数			活動項目	取組	

農業者	農業者以外	合計

活動に参加した最大人数

(様式第 1-7 号)

[削る]

現 行

(様式第 1-12 号) (略)

(様式第 1-6号)

(様式第1-6号)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: \_\_\_\_\_

活動実施日時	活動参加人数	活動区分	活動内容	施設又は 子一平	具体的な活動内容 <( )番号は長寿命化の項目>		備考
					活動項目(対象活動)	取組(取組内容)	
実施月日	実施時間 開始時刻 実施時刻	参加人数 農業者 農業者以外	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 農道向上(共同) <input type="checkbox"/> 調査・計画 <input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 事務処理等 <input type="checkbox"/> 農道向上(長寿命化) <input type="checkbox"/> 広域化・体制強化 <input type="checkbox"/> 農道向上(長寿命化) <input type="checkbox"/> 広域化・体制強化 <input type="checkbox"/> 事務・普及 <input type="checkbox"/> 研修・会議 <input type="checkbox"/> 農道安全プラン <input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動 <input type="checkbox"/> 設置等 <input type="checkbox"/> 取組				

(注)特別措置を適用した活動は、実施要領別記1の第4の3、別記2の第4の1の(3)及び(3)の(3)に基づき、活動内容又は活動内容の特色を適用し、実施した活動になります。

(様式第 1-7 号)

(様式第1-7号)(経理区分を1本化しない場合)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: \_\_\_\_\_

日付	分類	内容	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)			2. 資源向上支払(施設の長寿命化)			領収書 番号	活動 実施日	備考
			収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)			
合 計											

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は誤等による保管でも構いません。)

返還額、次年度特続額		(円)	
項目	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)	2. 資源向上支払(施設の長寿命化)	
返還額			
次年度特続額			
合 計			

支出員別金額		(円)	
項目	金額		
1 日当			
2 購入・リース費			
3 外注費			
4 その他			
合 計			

※区分記には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内 容
1	雑当	活動参加費に於いて支払った日当
2	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、種族等の用)上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	舗装・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る調査、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

改 正 後

現 行

(様式第1-7号)

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: \_\_\_\_\_

- ★「分類」欄は、分類番号(1~8)から選択してください。
- ★「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)に係る収支は「1」を、資源向上(長寿命化)に係る収支は「2」を必ず入力してください。区別ができない収支は「1」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上(共同)の交付金を活用して資源向上(長寿命化)の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に〇を記入してください。
- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ振り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。また、返還の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようしてください。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化への 活用
~~~~~										
合 計										

※領収書は、通し番号を記入し上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。)

【集計】 1 農地維持・資源向上(共同) (円)

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越(残高)		
合 計		

【集計】 2 資源向上(長寿命化) (円)

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越(残高)		
合 計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(砕石、砂利、わらなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

(様式第1-7号)(経理区分を1本化する場合)

平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: \_\_\_\_\_

(新設)

日付	分類	内 容	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	活動区分	領収書 番号	活動 実施日	備考
						<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化) <input type="checkbox"/> 広域化・体制強化 <input type="checkbox"/> 資源保全プラン <input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動			
合 計						<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化) <input type="checkbox"/> 広域化・体制強化 <input type="checkbox"/> 資源保全プラン <input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動			

※領収書は、通し番号を記入し上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。)

※活動区分には、様式第1-6号の「活動区分」と同じ項目にチェックしてください。

なお、特別措置を適用した活動とは、実施要綱別紙1の第4の3、別紙2の第4の1の(3)及び2の(3)に基づき、活動要件又は活動内容の特例を適用し実施した活動になります。

返還額、次年度持越額 (円)

項目	金額
返還額	
次年度持越額	
合 計	

支出費目別金額 (円)

項目	金額
1 日当	
2 購入・リース費	
3 外注費	
4 その他	
合 計	

※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内 容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材(砕石、砂利、わらなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

改 正 後

(様式第1-8号)

(様式第1-8号)

平成〇年〇月〇日

市町村長 殿

組織名称  
代表者氏名 印

平成〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(別添)

組織名称

<平成〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

項目	金額	備考
1. 前年度からの持越金 (農地維持・資源向上 (共同))		
2. 前年度からの持越金 (資源向上 (長寿命化))		
3. 農地維持支払交付金		
4. 資源向上 (共同) 交付金		
5. 資源向上 (長寿命化) 交付金		
6. 利子等		
合 計		

項目	金額	備考
1. 支出総額 (農地維持・資源向上 (共同))		
日当		
購入・リース費		
外注費		
その他		
2. 支出総額 (資源向上 (長寿命化))		
日当		
購入・リース費		
外注費		
その他		
3. 返還		
4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上 (共同))		(持越金の使用予定 (使用時期、使用内容) 等を記入)
5. 次年度への持越金 (資源向上 (長寿命化))		(持越金の使用予定 (使用時期、使用内容) 等を記入)
合 計		

現 行

(様式第1-8号)

(様式第1-8号)

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

報告年月日 平成 年 月 日

名 称	
代表者氏名	印

〇〇〇〇市町村長 殿

平成 〇〇 年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

<平成 〇〇 年度 収支実績 (平成 〇〇 年〇月〇日現在)>

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く) [※1]

項目	金額	備考
1. 前年度からの持越額	円	
2. 交付金(国費+地方費)	円	
3. 利子等	円	
合 計	円	

項目	金額	備考
1. 支出総額	円	
2. 返還	円	
3. 次年度への持越額	円	
合 計	円	

(注)支出の部「3.次年度への持越」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) [※1]

項目	金額	備考
1. 前年度からの持越額	円	
2. 交付金(国費+地方費)	円	
3. 利子等	円	
合 計	円	

項目	金額	備考
1. 支出総額	円	
2. 返還	円	
3. 次年度への持越額	円	
合 計	円	

(注1)支出の部「3.次年度への持越」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

3. 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) [※2]

項目	金額	備考
1. 前年度からの持越額	円	
2. 交付金(国費+地方費)	円	
3. 利子等	円	
合 計	円	

項目	金額	備考
1. 支出総額	円	
日当	円	
購入・リース費	円	
外注費	円	
その他	円	
2. 返還	円	
3. 次年度への持越額	円	
合 計	円	

(※1)金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、記入の必要はない。

(※2)金銭出納簿を資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の経理を区分して様式第1-7号で作成する場合は、記入の必要はない。



改 正 後

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	平成〇年〇月〇日
-----	----------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

現 行

3. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
-----	-----------------

③地域資源保全プランの作成

策定年月日	地域資源保全プランの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	認定・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

④組織の広域化・体制強化

ア. 広域活動組織の設立

設立年月日	広域協定の認定書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

イ. 特定非営利活動法人化

法人登記年月日	特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

改 正 後

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「-」を記入する。  
 「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は、具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。  
 「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目	取組	計画	実施	備考
点検・ 計画策定	1 点検			
	2 年度活動計画の策定			実施日
研修	3 事務・組織運営等に関する研修			実施日
	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積 a
農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理			
	7 水路の草刈り			
水路	8 水路の泥上げ			
	9 水路付帯施設の保守管理			
	10 農道の草刈り			
農道	11 農道側溝の泥上げ			
	12 路面の維持			
	13 ため池の草刈り			
ため池	14 ため池の泥上げ			
	15 ため池付帯施設の保守管理			
	16 異常気象時の対応			

活動項目	取組	計画	実施	実施日	備考
地域資源の ための 適切な 推進な 活動全 管	17 農業者の検討会の開催				
	18 農業者に対する意向調査、現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備等				
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
	21 地域住民等に対する意向調査等				
	22 有識者等による研修会、検討会の開催				
	23 その他				

現 行

1. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

<該当する活動にチェック>

- 農地維持支払
- 資源向上支払  地域資源の質的向上を図る共同活動 [  多面的機能の増進を図る活動 ]
- 施設の長寿命化のための活動
- 地域資源保全プランの策定  組織の広域化・体制強化

(1) 農地維持支払交付金

活動項目	計画	実施	備考
点検	農用地		
	施設(水路・農道・ため池)		
年度活動計画の策定			
事務・組織運営の研修			
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理		遊休農地解消面積 a
	② 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り		
	③ 施設の適正管理		
	④ 異常気象時の対応		
水路	① 水路の草刈り		
	② 水路の泥上げ		
	③ 施設の適正管理		
	④ 異常気象時の対応		
農道	① 踏肩、法面の草刈り		
	② 側溝の泥上げ		
	③ 施設の適正管理		
	④ 異常気象時の対応		
ため池	① ため池の草刈り		
	② ため池の泥上げ		
	③ 付帯施設の適正管理		
	④ 異常気象時の対応		
地域資源の適切な保全管理のための推進活動			

(注1) 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(注2) 「計画」欄：活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。  
 計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注3) 「実施」欄：地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。  
 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。  
 研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行った場合、その日付を記入する。また、備考欄に  
 具体的な実施内容を記載する。  
 対象外の活動項目には「-」を記入する。

(注4) 「備考」欄：「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

(2) 資源向上支払 (共同)

資源向上支払交付金 (共同) の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断				
		25 水路の機能診断				
		26 農道の機能診断				
		27 ため池の機能診断				
		28 年度活動計画の策定			実施日	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施日	
		30 農用地の軽微な補修等				
	実践活動	31 水路の軽微な補修等				
		32 農道の軽微な補修等				
		33 ため池の軽微な補修等				
		34 生物多様性保全計画の策定				
	農村環境保全活動	計画策定	35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
			36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定						
38 資源循環計画の策定						
実践活動						
啓発・普及	51 啓発・普及活動					

活動項目		取組	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用				
	53 農地周りの環境改善活動の強化				
	54 地域住民による直営施工				
	55 防災・減災力の強化				
	56 農村環境保全活動の幅広い展開				
	57 医療・福祉との連携				
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化				
	59 都道府県、市町村が特に認める活動				
	60 広報活動				

(2) 資源向上支払交付金

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

活動項目		計画	実施	備考	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地			
		施設(水路・農道・ため池)			
	年度活動計画の策定				
	実践活動	農用地	① 畦畔・農用地法面等の補修等 ② 施設の補修等		
		水路	① 水路の補修等 ② 付帯施設の補修等		
		農道	① 農道の補修等 ② 付帯施設の補修等		
		ため池	① 堤体の補修等 ② 付帯施設の補修等		
	機能診断・補修技術等の研修				
	農村環境保全活動	計画策定	生態系保全		
			水質保全		
景観形成・生活環境保全 水田貯留機能増進・地下水かん養 資源循環					
啓発・普及					
実践活動		生態系保全			
		水質保全			
	景観形成・生活環境保全 水田貯留機能増進・地下水かん養 資源循環				
多面的機能の増進を図る活動	広報活動				
	その他				

(注1) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(注2) 「計画」欄: 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。  
計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注3) 「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。  
要件未済の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。  
対象外の活動項目には「-」を記入する。

(注4) 「備考」欄: 「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未済の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

改 正 後

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考 (参加人数及び内容等を記入)
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施日

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

計画				実績			
施設区分	取組	内容	延べ数量 (km,箇所)	完成数量 (km,箇所)			調査・ 設計等 のみ
				前年度まで	本年度	合計	

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け	<input type="checkbox"/>
消費税に係る課税事業者の該当の有無	<input type="checkbox"/>

(様式第 1-9 号)

記

- 平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 平成〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。

実施状況報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

(注1) 該当する項目の口に■を入れる。

(注2) 実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

(様式第 1-10 号) (略)

現 行

②施設の長寿命化のための活動

計画 ※活動計画書より転記			実績		計画の進捗	
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)

(注1)「計画」欄: 活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。

(注2)「暫定数量」欄: 調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。

「完成数量」欄: 施工が完了した分の数量を記入する。

(注3)「累積完成数量」欄: 活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する。

(注4)各「数量」欄: 単位は「Km」又は「箇所」を記入する。

いずれかをチェック

有  無

(注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

2. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

有  無

(注) 認定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。

4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

課税事業者に該当

(注) 前々年度の課税売上高が1,000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

(様式第 1-16 号)

記

- 平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 平成〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

実施状況報告書のとおり。

実施状況報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

(注1) 該当する項目の口に■を入れる。

(注2) 実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

(様式第 1-11 号) (略)

改 正 後	現 行
<p>(様式第 <u>2-1</u> 号)</p> <p>(様式第 <u>2-1</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>[ ○○都道府県知事 ]</p> <p>[ 地方農政局長(北海道にあつては農 村振興局長、沖縄県にあつては内閣 府沖縄総合事務局長) ] 殿</p> <p>[ ○○市町村長 [印]</p> <p>[ ○○都道府県知事 [印]</p> <p><b>多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に 係る事業計画書の提出期限の延長届出書</b></p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知 の第1の5の(1)(第2の6の(1))に基づき、下記のとおり、平成○○年度における事業計画書の提出期限 の延長を届け出る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲</p> <p>2. 延長が必要な理由</p> <p>〈施行注意〉</p> <p>1. 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るも のとする。</p> <p>2. 都道府県は、市町村から届け出があつた場合には、本様式により各地方農政局管内の都府県に あつては各地方農政局長、北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事 務局長へ報告するものとする</p> <p>3. 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付 金)(資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第2の6の(1)」に置き換えるものとする。</p> <p>4. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場 合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第 1の5の(1)」を「第1の5の(1)及び第2の6の(1)」に置き換えるものとする。</p>	<p>(様式第 <u>1-4</u> 号)</p> <p>(様式第 <u>1-4</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>[ ○○都道府県知事 ]</p> <p>[ 地方農政局長(北海道にあつては農 村振興局長、沖縄県にあつては内閣 府沖縄総合事務局長) ] 殿</p> <p>[ ○○市町村長 [印]</p> <p>[ ○○都道府県知事 [印]</p> <p><b>多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に 係る事業計画書の提出期限の延長届出書</b></p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知 の第1の5の(1)(第2の5の(1))に基づき、下記のとおり、平成○○年度における事業計画書の提出期限 の延長を届け出る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲</p> <p>2. 延長が必要な理由</p> <p>〈施行注意〉</p> <p>1. 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るも のとする。</p> <p>2. 都道府県は、市町村から届け出があつた場合には、本様式により各地方農政局管内の都府県に あつては各地方農政局長、北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事 務局長へ報告するものとする</p> <p>3. 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付 金)(資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第2の5の(1)」に置き換えるものとする。</p> <p>4. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場 合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第 1の5の(1)」を「第1の5の(1)及び第2の5の(1)」に置き換えるものとする。</p>









改 正 後

(様式第 2-5 号) (略)  
(様式第 2-6 号)  
(様式第 2-6号)

〇〇県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を 100 番から順に付け加えること。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 1）

〇〇県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1 のとおりとする。

現 行

(様式第 5 号) (略)  
(様式第 3-1 号)  
(様式第 3-1号)

〇〇県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 1）

〇〇県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1 のとおりとする。

改 正 後

(2) 交付単価

- ① 基本的考え方
- ② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付 単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

(4) その他必要な事項

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

- ① 地域活動指針策定における基本的考え方
- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
  - ア. 施設の軽微な補修
  - イ. 農村環境保全活動
  - ウ. 多面的機能の増進を図る活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等  
ア. 施設の軽微な補修

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。

イ. 農村環境保全活動

区 分	
活動指針の構成	
テーマ	
取 組	
取組内容	
活動要件	

現 行

(2) 交付単価

- ① 基本的考え方
- ② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付 単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

(4) その他必要な事項

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

- ① 地域活動指針策定における基本的考え方
- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
  - ア. 施設の軽微な補修
  - イ. 農村環境保全活動
  - ウ. 多面的機能の増進を図る活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等  
ア. 施設の軽微な補修

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ. 農村環境保全活動

区 分	
活動指針の構成	
テーマ	
取 組	
取組内容	
活動要件	

改 正 後

(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「取組の追加」、「取組の削除」、「取組内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

〇〇県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

(4) その他必要な事項

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

d その他必要な事項

現 行

(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「取組の追加」、「取組の削除」、「取組内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

〇〇県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) その他必要な事項

[新設]

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

[新設]

改 正 後

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 3）

〇〇県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 3 のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

(3) その他必要な事項

5. 広域協定の規模

〇〇県内においては、〇〇〇〇の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が〇〇ha 以上（又は協定に参加する集落が〇〇集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

(2) 関係団体の役割分担

(3) その他必要な事項

[削る]

【参考添付資料】

(参考 1) 関係団体の役割分担表

(参考 2) 実施体制図

[削る]

※（必要に応じて）変更前の多面的機能支払の実施に関する基本方針等

現 行

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	対象施設	対象活動		
		分類	項目	取組内容

(注) 区分には、「項目の追加」又は「取組内容の追加」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙 3）

〇〇県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙 3 のとおりとする。

[新設]

(2) その他必要な事項

5. 広域協定の規模

〇〇県内においては、〇〇〇〇の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が〇〇ha 以上（又は協定に参加する集落が〇〇集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

(2) 関係団体の役割分担

(3) その他必要な事項

7. その他

(1) 平成 26 年度までに実施した多面的機能支払交付金等に係る役割分担

【参考添付資料】

(参考 1) 関係団体の役割分担表

(参考 2) 実施体制図

(参考 3) 平成 26 年度の多面的機能支払の実施に関する基本方針

※（必要に応じて）農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針

改 正 後

<参考1>

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	〇〇県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定				
2. 促進計画の策定				
3. 第三者機関の設置、運営				
4. 要綱基本方針の策定				
5. (1) 事業計画の指導、審査				
(2) 事業計画の認定				
(3) 長寿命化整備計画の協議				
6. (1) 広域協定の指導、審査				
(2) 広域協定の認定				
7. (1) 実施状況確認				
(2) 実施状況報告				
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会				
(2) 活動に関する指導、助言				
(3) 推進に関する手引きの作成				
(4) 活動組織を支援する組織への支援				
9. (1) 交付申請書等の審査				
(2) 通知・交付				
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

現 行

<参考1>

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	〇〇県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定				
2. 促進計画の策定				
3. 第三者機関の設置、運営				
4. 要綱基本方針の策定				
5. (1) 事業計画の指導、審査				
(2) 事業計画の認定				
6. (1) 広域協定の指導、審査				
(2) 広域協定の認定				
7. (1) 実施状況確認				
(2) 実施状況報告				
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会				
(2) 活動に関する指導、助言				
(3) 推進に関する手引きの作成				
(4) 活動組織を支援する組織への支援				
9. (1) 交付申請書等の審査				
(2) 通知・交付				
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

改 正 後

<参考2> (略)

(別紙1)

(別紙1)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(農地維持活動)

[削る]

(別紙2)

(別紙2)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))

[削る]

(別紙3)

(別紙3)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動項目		取組	活動要件

第2 取組の説明

現 行

<参考2> (略)

(別紙1)

(別紙1)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(農地維持活動)

【参考添付資料】

・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式

(別紙2)

(別紙2)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))

【参考添付資料】

・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式

(別紙3)

(別紙3)

〇〇県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針

1. 対象施設、対象活動の項目

対象施設		対象活動	
		補修	更新等

2. 対象施設・対象活動の項目の説明

改 正 後

(別紙)  
多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(変更後)
  - (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動) (変更後)
  - (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)) (変更後)
  - (別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)) (変更後)

(様式第 2-7 号)

(様式第 2-7 号)



記

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)
  - (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)
  - (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))
  - (別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

( 2. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙) )

〈施行注意〉

- 1. 基本方針を変更しようとする場合は、「策定」を「変更」に置き換え、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙)」を添付するものとする。

現 行

(別紙)  
多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(変更後)
  - (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動) (変更後)
  - (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)) (変更後)
  - (別紙3) 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針(変更後)

(様式第 3-2 号)

(様式第 3-2 号)



記

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)
  - (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)
  - (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))
  - (別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

( 2. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙) )

〈施行注意〉

- 1. 基本方針を変更しようとする場合は、「策定」を「変更」に置き換え、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙)」を添付するものとする。

改 正 後

(様式第 2-8 号)

(略)

(別紙1)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)



イ. 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	



(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア)基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①					



(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

現 行

(様式第 3-3 号)

(略)

(別紙1)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)



イ. 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	



(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①					



[新設]



改 正 後

b. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

[削る]

現 行

[新設]

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
(円/集落)	組織	円	円	

改 正 後

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注)北海道にあつては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			備考
		国費	都道府県費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(注)備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了(予定)年月日 平成〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額(本年度精算額)	前年度予算額(本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区分	本年度予算額(本年度精算額)	前年度予算額(本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

<施行注意>

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

現 行

エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	円	

3. 経費の配分

区分	交付金に係る事業に要する経費(又は交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			備考
		国費	都道府県費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(注)備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

[新設]

4. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額(本年度精算額)	前年度予算額(本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区分	本年度予算額(本年度精算額)	前年度予算額(本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

<施行注意>

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「実績報告の際には」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

改 正 後

(別紙2)  
市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

交付先	農地維持支払交付金		資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る 共同活動)		資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)		備考
	交付額(円)		交付額(円)		交付上限額(円)		
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	

合 計							
-----	--	--	--	--	--	--	--

注: 交付先には市町村名を記載するものとする。

<施行注意>  
実績報告の際には、「交付上限額」を「交付額」に置き換えるものとする。

(様式第 2-9 号)  
(略)

(別紙1)

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

イ. 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①					

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①					

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)  
a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

現 行

(別紙2)  
市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

交付先	農地維持支払交付金		資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る 共同活動)		資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活 動)		備考
	交付額(円)		交付額(円)		交付上限額(円)		

合 計							
-----	--	--	--	--	--	--	--

注: 交付先には市町村名を記載するものとする。

(様式第 3-4 号)  
(略)

(別紙1)

加算措置を適用する場合

平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

イ. 加算単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①					

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

[新設]

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	

[新設]

改 正 後

b. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の  
対象組織数

組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費)	交付額(国費)	
			円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

[削る]

現 行

[新設]

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	円	

改 正 後

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または500ha以上2000ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
2000ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注)北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分		
		国 費	都道府県費	市町村費
農地維持支払交付金	円	円	円	円
資源向上支払交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

4. 事業の完了(予定)年月日 平成〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「前年度精算額」に置き換えるものとする。

現 行

エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	円	

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(又は交付金に係る事業に要した経費)	負担区分		
		国 費	都道府県費	市町村費
農地維持支払交付金	円	円	円	円
資源向上支払交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

【新設】

4. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「実績報告の際には」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「前年度精算額」に置き換えるものとする。

改 正 後

(様式第 2-10 号) (略)  
(様式第 2-11 号) (略)  
(様式第 2-12 号) (略)  
(様式第 2-13 号) (略)  
(様式第 2-14 号) (略)  
(様式第 2-15 号) (略)  
(様式第 2-16 号) (略)

[削る]

現 行

(様式第 6-1 号) (略)  
(様式第 6-2 号) (略)  
(様式第 6-3 号) (略)  
(様式第 6-4 号) (略)  
(様式第 6-8 号) (略)  
(様式第 1-17 号) (略)  
(様式第 1-18 号) (略)  
(様式第 1-3 号)

(様式第 1-3 号)

**多面的機能支払交付金に係る活動計画書**

〇〇市町村長 殿

	申請 年月日	平成	年	月	日
組織名称					
代表者 氏名					印

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官  
依命通知)別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交  
付金に係る活動計画書を提出します。

《添付書類》

活動組織・・・活動組織規約  
広域活動組織・・・広域協定書、広域協定運営委員会規則  
別添のⅢの2の(3)の「地域資源保全プランの策定」の支援を受ける場合・・・地域資源保全プラン<sup>※</sup>  
別添のⅢの2の(3)の「組織の広域化・体制強化」の支援を受ける場合・・・登記事項証明書の写し<sup>※</sup>  
「小規模集落支援」を受ける場合・・・別添(加算措置に取り組む場合)の様式  
(※)認定申請又は実施状況報告時に提出

改 正 後

現 行

[削る]

(別添)

### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

組織名称	
所在地	

(注)「所在地」欄には、組織が活動を実施する農用地の所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

- 農地維持支払  
 農地維持向上支払  
 地域資源の質的向上を図る共同活動  
 施設の長寿命化のための活動  
 地域資源保全プランの策定  
 多面的機能の増進を図る活動  
 組織の広域化・体制強化

#### I. 地区の概要

##### 1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払	平成 年度	平成 年度	年
資源向上支払	共同活動	平成 年度	年
	施設の長寿命化	平成 年度	年

##### 2. 保全管理する区域内の農用地、施設

認定農用地面積 (集落の管理する農用地)	計			遊休農地面積
	田	畑	草地	
	a	a	a	a

  

農業用施設	水路		農道	ため池	(農用地にかかる施設)
	開水路	パイプライン			
うち、施設の長寿命化の対象施設	km	km	km	箇所	
	km	km	km	箇所	

##### 3. 交付金額

地目	農地維持支払			資源向上支払(共同活動)			資源向上支払(施設の長寿命化)		
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円
畑	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円
草地	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円	a	円/1ha	円
合計	a		円	a		円	a		円

備考

(注1)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。

(注2)農地維持支払の活動期間中に対象農用地の地目から畑に変更する場合には、「地目を田から畑に変更する面積は〇〇ha(農地維持支払のみ平成〇〇年度まで地目変更前の単位)」を備考欄に記入する。

##### 4. 位置図 別紙のとおり

##### 5. 保全管理する区域内に存在する集落数

集落数	
集落	

##### 7. 保全管理する区域の農業地域類型

- 都市的地域  中間農業地域  
 平地農業地域  山間農業地域
- 該当する項目をチェック(複数選択可)

##### 6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

重複面積	
a	

##### 8. 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

<input type="checkbox"/> 地域振興立法8法の該当あり
----------------------------------------

(注) 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

#### II. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を促し、中心経営体との役割分担や労働力補完により保全管理を図る。  
 集落営農組織の構築・充実等を促し、集落を基盤とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。  
 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を促し、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。  
 広域的な農地利用の調整、話題集約との連携、田村や水系単位等での連携を促し、集落間の相互の労働力補完や広域的な活動により保全管理を図る。  
 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を促し、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。  
 その他 { }

改

正

後

現

行

[削る]

(別添)加算措置に取り組む場合

### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

組織名称	
所在地	

(注)「所在地」欄には、組織が活動を実施する農用地の所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

- 農地維持支払
- 資源向上支払
- 小規模集落支援
- 地域資源の質的向上を図る共同活動
- 施設の長寿命化のための活動
- 地域資源保全プランの実定
- 多面的機能の増進を図る活動
- 組織の広域化・体制強化

#### I. 地区の概要

##### 1. 活動期間

	活動開始年度		活動終了年度		交付金の交付年数
	平成	年度	平成	年度	
農地維持支払					年
資源向上支払	共同活動		平成	年度	年
	施設の長寿命化		平成	年度	年

##### 2. 保全管理する区域内の農用地、施設

認定農用地面積 (集落の管理する農用地)	計			遊休農地面積
	田	畑	草地	
	a	a	a	a

  

農用地施設 うち、施設の長寿命化 の対象施設	水路		農道	ため池	(農用地にかかると 施設)
	開水路	パイプライン			
	km	km	km	箇所	
	km	km	km	箇所	

##### 3. 交付金額

###### (1) 交付金額(加算措置分を除く)

地域	農地維持支払			資源向上支払(共同活動)			資源向上支払(施設の長寿命化)		
	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額
田	a	円/ha	円	a	円/ha	円	a	円/ha	円
畑	a	円/ha	円	a	円/ha	円	a	円/ha	円
草地	a	円/ha	円	a	円/ha	円	a	円/ha	円
合計	a		円	a		円	a		円

###### (2) 加算措置分にあたる交付金額

地域	小規模集落支援			加算措置の対象とする 小規模集落数	各小規模集落内の 総農家戸数
	対象農用地 面積	加算単価	年当たり 交付金額		
田	a	円/ha	円		
畑	a	円/ha	円		
草地	a	円/ha	円		
合計	a		円		

(注)複数の交付単価が適用される場合には、円を単位として記入する。複数の小規模集落が加算措置の対象となる場合は、総農家戸数欄の列を複数して記入する。

(注)農地維持支払の活動期間中に対象農用地の地目を変更する場合は、「地目変更前」欄に記入する。対象農用地の面積は〇〇ha、農地維持支払のみ平成〇〇年度まで地目変更前の単価(注)を適用して記入する。

(注)「小規模集落」とは、農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家戸数が15戸以下、かつ、これまでに集落内の農用地が農地・水・環境保全向上対策支払農地・水保全管理支払、多面的機能支払の対象となっていない集落を、それぞれ小規模集落として記入すること。

##### 4. 位置図

別紙のとおり

##### 5. 保全管理する区域内に存在する集落数

集落数	
集落	

##### 7. 保全管理する区域の農業地域類型

- 都市的地域
  - 中規模農業地域
  - 平地農業地域
  - 山間農業地域
- 該当する項目をチェック(複数選択可)

##### 6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

重複面積	
a	

##### 8. 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

- 地域振興立法8法の該当あり

(注)中山間地域等直接支払交付金の集落指定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

#### II. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や協力体制により保全管理を図る。
- 集落定住継続の確保・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域内の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域内の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、田村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の協力体制や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含めた多面的な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他





改 正 後	現 行
<p>[削る]</p>	<p>(様式第 1-15 号) (様式第 1-15 号)</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>農業者団体等の名称 代表者の氏名 殿</p> <p>市町村長 <input type="text"/></p> <p><b>多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について</b></p> <p>◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。</p> <p>&lt;施行注意&gt;</p> <p>1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。</p> <p>2 実施要領第 1 の 6 の（3）又は第 2 の 6 の（3）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項」とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>[削る]</p>	<p>(別紙)</p> <p>〇〇市町村が管理する施設の工事に関する条件</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇 (以下「対象組織」という。) が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。 また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類 (例：設計書、平面図、構造図等) を提出するものとする。</li><li>2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。</li><li>3. . . . . 必要に応じて記述 . . . . .</li></ol>